

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年12月16日

**【計算期間】** 第4特定期間（自 平成26年3月18日 至 平成26年9月16日）

**【ファンド名】** みずほブラックロック アジア債券ファンド

**【発行者名】** みずほ投信投資顧問株式会社

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 中 村 英 剛

**【本店の所在の場所】** 東京都港区三田三丁目 5 番27号

**【事務連絡者氏名】** 商品開発部長 三 木 谷 正 直

**【連絡場所】** 東京都港区三田三丁目 5 番27号

**【電話番号】** 03-5232-7700

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

# 第一部 【ファンド情報】

## 第1 【ファンドの状況】

### 1 【ファンドの性格】

#### （1） 【ファンドの目的及び基本的性格】

投資信託（ファンド）を通じて実質的な投資対象へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、当ファンドは、アジア諸国・地域（日本を除きます。以下同じ。）の現地通貨建て債券を主要投資対象とする「ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド」<sup>1</sup>（ルクセンブルグ籍外国投資法人）クラスX 6 外国投資証券（米ドル建て）および米ドル建て投資適格債を主要投資対象とする「ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド」<sup>2</sup>（ルクセンブルグ籍外国投資法人）のクラスA 2 外国投資証券またはクラスX 2 外国投資証券（ともに米ドル建て）に投資を行います。

1 以下「アジアン・ローカル・ボンド・ファンド」ということがあります。

2 以下「USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド」ということがあります。

#### <ファンドの特色>

1. 主としてアジア諸国・地域の政府、政府機関、国際機関、企業が発行する現地通貨建て債券に投資を行います。

アジア諸国・地域の現地通貨建て債券への投資は、リスク管理を重視したファンダメンタル運用により行います。

収益源泉の多様化のため、ハイイールド債（BB格相当以下の格付けを付与された債券）や米ドル建て、ユーロ建ての債券などにも投資する場合があります。

現地通貨建て以外の債券に投資した場合には、原則として、実質的に債券の発行体（アジア諸国・地域）の現地通貨建てとなるように為替取引を行います。なお、現地通貨建て債券と同等の投資成果が得られると考えられる証券および派生商品（デリバティブ）に投資を行う場合があります。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

投資対象国の金利や為替見通しに応じて、為替取引を活用し、実質的な通貨配分を調整する場合があります。

米ドル建ての「アジアン・ローカル・ボンド・ファンド」クラスX 6 外国投資証券への投資を通じたファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

当該外国投資証券のほか、米ドル建て投資適格債（BBB格相当以上の格付けを付与された債券）を主要投資対象とする米ドル建ての「USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド」のクラスA 2 外国投資証券またはクラスX 2 外国投資証券のいずれか一方に投資を行うことを基本とします。

2. ブラックロック・グループが運用を行います。

当ファンドの運用指図（円の余資運用の指図を除きます。）に関する権限をブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。

投資対象ファンドの運用は、ブラックロック・グループの各運用拠点の債券運用チームが行います。

- ・「アジアン・ローカル・ボンド・ファンド」の運用は、主にシンガポール拠点が中心となりポートフォリオ構築および銘柄選択といった債券運用を行い、通貨配分はシンガポール拠点ならびに香港拠点が行います。
- ・「USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド」の債券運用は、米国拠点が行います。

3. 毎月16日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益分配を行うことを目指します。

1,500億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

#### < 商品分類 >

- ・商品分類一覧表 (注) 当ファンドが該当する商品分類に を付しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

- ・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### < 属性区分 >

- ・属性区分一覧表 (注) 当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本 北米 欧州	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信 その他資産 (投資信託証券) <sup>1</sup>	年4回	アジア	為替ヘッジ <sup>2</sup>
資産複合	年6回(隔月)	オセアニア	
	年12回(毎月)	中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	あり
	日々		なし
	その他		

1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「債券・一般」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### ・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行います。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

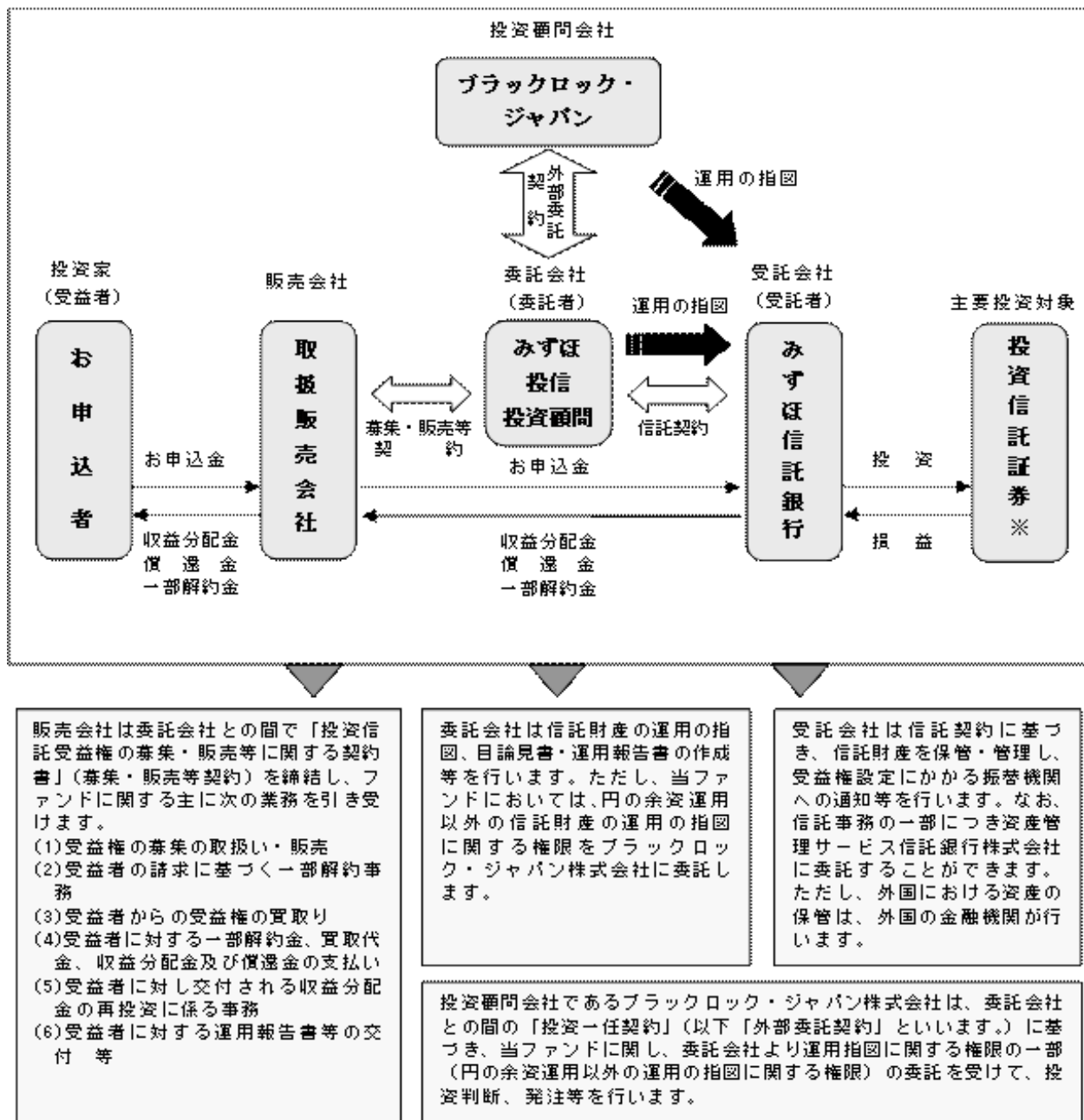
(注3) 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により投資信託証券への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

#### (2) 【ファンドの沿革】

平成24年9月27日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

#### (3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

#### ファンド・オブ・ファンズ方式について

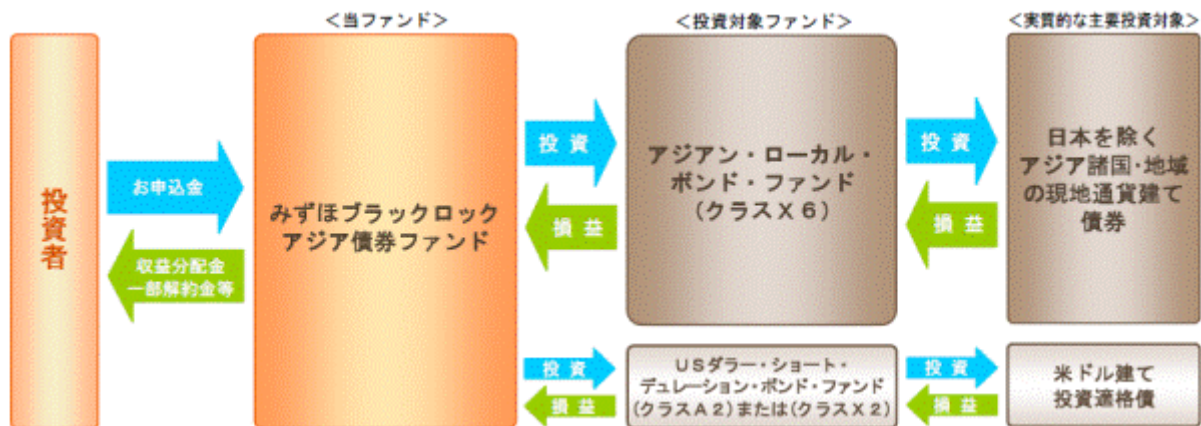
ファンド・オブ・ファンズとは、当ファンドが直接株式や債券などの資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資を行っている投資信託（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。

当ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド（クラスX6）」および「ブラックロック・グローバル・ファンズ - USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスA2）」または「ブラックロック・グローバル・ファンズ - USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスX2）」を通じて投資対象となる資産への投資を行います。

「ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド（クラスX6）」、「ブラックロック・グローバル・ファンズ - USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスA2）」および「ブラックロック・グローバル・ファンズ - USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスX2）」を通じて投資対象となる資産への投資を行います。

ン・ボンド・ファンド(クラスX2)」を以下「投資対象ファンド」ということがあります。また、「ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド(クラスX6)」を「主要投資対象ファンド」ということがあります。

「ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド(クラスX6)」、  
「ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(クラスA2)」および「ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(クラスX2)」の外国投資証券を以下「投資信託証券」ということがあります。なお、各投資信託証券は、米ドル建てです。



- \* 各投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍外国投資法人の形態となっています。
- \* 「実質的な主要投資対象」とは、各投資対象ファンドを通じて投資する主な投資対象という意味です。
- \* 当ファンドは、上記の投資対象ファンドの外国投資証券に主として投資を行いますが、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

「USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド」への投資は、当ファンドの信託財産の資産規模の状況等を勘案のうえ、クラスA2またはクラスX2のいずれか一方に行うことを基本とします。

「USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド」の組入比率は、原則として3%を上限とします。ただし、市況動向等によっては、組入比率は当該上限を超える場合があります。また、当該上限は見直される場合があります。

## 委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成26年9月末日現在)

## 2. 会社の沿革

昭和39年5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成9年10月1日	「株式会社第一勧業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年7月1日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年7月1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

## 3. 大株主の状況(平成26年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,038,408株	98.7%

ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%
---------------------------	---------------------------------	---------	------

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 運用方法

##### 1. 主要投資対象

ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド(ルクセンブルグ籍外国投資法人)クラスX 6 外国投資証券(米ドル建て)およびブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(ルクセンブルグ籍外国投資法人)クラスA 2 外国投資証券(米ドル建て)またはブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(ルクセンブルグ籍外国投資法人)クラスX 2 外国投資証券(米ドル建て)を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

##### 2. 投資態度

- a. 主として、ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド(クラスX 6) 外国投資証券に投資を行い、日本を除くアジア諸国・地域の現地通貨建てで発行された債券等を実質的に投資します。
- b. 当ファンドの資金動向等を勘案し、ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(クラスA 2) 外国投資証券またはブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(クラスX 2) 外国投資証券への投資も行います。なお、ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(クラスA 2) 外国投資証券またはブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(クラスX 2) 外国投資証券への投資は、当ファンドの信託財産の資産規模の状況等を勘案のうえいずれか一方に投資を行うことを基本とします。
- c. ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド(クラスX 6) 外国投資証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。
- d. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。
- f. 運用指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)を、ブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。

各投資対象ファンドの運用目的などの詳細は、後述の「(参考)投資対象ファンドについて」をご参照ください。

#### ファンドの投資プロセス

1. 委託会社より、当ファンドの信託財産の運用における、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けたブラックロック・ジャパン株式会社は、委託会社から委託された資金状況に応じ

て、原則として、ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド（クラスX6）外国投資証券への投資を中心に行い、当ファンドの資金動向等を勘案のうえ、ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスA2）外国投資証券またはブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスX2）外国投資証券への投資も行います。なお、ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスA2）外国投資証券またはブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスX2）外国投資証券への投資は、当ファンドの信託財産の資産規模の状況等を勘案のうえいずれか一方に投資を行うことを基本とします。

以下「ブラックロック・ジャパン」または「当ファンドの投資顧問会社」という場合があります。

2. ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド（クラスX6）外国投資証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とし、円の余資運用にあたっては、委託会社が適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

（参考）投資対象ファンドについて

#### 1. ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド

ファンド名 (クラス)	ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド(クラスX6)
形態	ルクセンブルグ籍 / オープン・エンド型 / 会社型外国投資証券* (米ドル建て)
存続期間	無期限
運用目的	トータル・リターンを最大化することを目指します。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純資産総額の70%以上を日本を除くアジア諸国・地域の政府、政府機関、国際機関、およびアジア諸国・地域に所在するまたは同諸国・地域において主要な経済活動を営んでいる企業等（これに準ずるものを含みます。）が発行する現地通貨建て債券に投資します。投資可能銘柄にはアジア諸国・地域のハイイールド債も含みます。</li> <li>・通貨配分は機動的に変更します。</li> <li>・国別配分、イールドカーブ、デュレーション、個別銘柄選択、信用リスクなどを勘案したファンダメンタル運用により投資を行います。</li> </ul>
決算日	年1回（原則として8月末日）
収益分配	毎月、原則として配当等収益、売買益（実現益）等より分配を行うことを基本とし、管理会社の判断により分配額を決定します。



主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。ただし、国、地方政府（政府系機関を含みます。）、国際機関等により発行または保証されているものや譲渡性預金証書等は除きます。</li> <li>・純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。ただし、国、地方政府（政府系機関を含みます。）、国際機関等により発行または保証されているものや譲渡性預金証書等は除きます。</li> <li>・流動性に欠ける資産（私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等）へは投資を行いません。</li> <li>・原則としてファンドの純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。</li> <li>・有価証券の空売りは行いません。</li> <li>・デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>
費用等	<p>信託報酬（運用管理費用）：ありません。</p> <p>その他費用等：管理会社費用／管理事務代行費用／資産の保管等に要する費用（保管会社費用を含みます。）／ファンドに関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／ファンドの事務処理に要する費用／ファンドの監査に要する費用／法律関係の費用／借入金の利息 等 がファンドから差し引かれます。</p> <p>その他費用等には、年次による最低費用等が設定されているものがあります。</p>
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資運用会社	ブラックロック（シンガポール）リミテッド
投資顧問会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド（拠点：香港）
保管会社 事務管理会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド

\* 当該会社型外国投資証券は、外国投資法人の発行する投資証券に類する証券に該当します。

信託報酬（運用管理費用）相当額は、ブラックロック・ジャパン株式会社が受け取る当ファンドの外部委託契約にかかる報酬より支払われます。

上記の投資対象ファンドは、アンブレラ型投資法人である「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の中で独立管理されているサブファンドです。

#### < 投資プロセス >

ブラックロック・グループのアジア拠点（ブラックロック（シンガポール）リミテッドおよびブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド）の債券運用チームで運用されています。

#### トップダウンとボトムアップの融合

トップダウン・アプローチ（アセット・アロケーション、デュレーションやイールドカーブ等の見通しに基づく分析手法）とボトムアップ・アプローチ（銘柄リサーチ、銘柄分析、銘柄選択、保有銘柄のモニタリング等に基づく分析手法）を融合し、管理されたファンダメンタル運用の投資プロセスのもとで投資を行います。ブラックロックの債券運用では、デュレーション、イールドカーブ、通貨

配分、国別配分、セクター配分や銘柄選択など、多様な戦略を用いることでファンドの収益の最大化を目指します。

運用ポイント



チーム運用

ブラックロックの債券運用はポートフォリオ・マネジャーが協力しながら運用にあたる「チーム運用体制」をとっています。グローバルベースで定期的に行われるインベストメント・ストラテジー・ミーティング（グローバルに点在する各拠点の債券運用プロフェッショナルが参加し、マーケット見通しについて議論するとともに、セクター配分、ポートフォリオのリスク、投資テーマ等について議論する投資戦略会議）に加え、チームにおいて日常的に行われる議論の中でも活発に投資アイデアの具体化・共有が行われます。

投資アイデアや多様な運用戦略を横断的に分析した上で、ポートフォリオにとって適切と考えるリスク配分となるよう、最終的にリードポートフォリオマネジャーの責任のもと資産配分を決定します。

リスク管理とリスク分散

リスク管理とリスク分散は投資プロセスの核心的な要素と位置づけています。ブラックロックのリスク・クオンツ分析（RQA）部門は、ブラックロックが運用するポートフォリオに対して運用チームと独立した観点からトップダウンおよびボトムアップでのリスク管理を行っています。RQA部門は運用チームと連携して、リスク水準が個々の戦略で一貫しているか、投資テーマに沿っているか、そして運用ガイドラインに沿っているか等をモニタリングしています。また、RQA部門は積極的に運用チームとコミュニケーションをとり、ポートフォリオのリスク分析を提供するなど、運用チームのポートフォリオ運用をサポートしています。

なお、上記の投資プロセスについては、変更になることがあります。

## 2. ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

ファンド名 (クラス)	ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(クラスA2) ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(クラスX2)
----------------	--

形態	ルクセンブルグ籍 / オープン・エンド型 / 会社型外国投資証券 <sup>*</sup> （米ドル建て）
存続期間	無期限
運用目的	純資産総額の80%以上を投資適格債に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>純資産総額の70%以上をデュレーションが5年未満の米ドル建て投資適格債に投資し、ファンドの平均デュレーションは3年以下を原則とします。</li> <li>通常はすべて米ドル建て債券に投資しますが、米ドル建て以外の債券へ投資することもあります。なお、その際、対米ドルでの為替ヘッジは機動的に対応します。</li> </ul>
決算日	年1回（原則として8月末日）
収益分配	原則として、分配を行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。ただし、国、地方政府（政府系機関を含みます。）、国際機関等により発行または保証されているものや譲渡性預金証書等は除きます。</li> <li>純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。ただし、国、地方政府（政府系機関を含みます。）、国際機関等により発行または保証されているものや譲渡性預金証書等は除きます。</li> </ul>
費用等	<p>信託報酬（運用管理費用）：（クラスA2）純資産総額に対し、年率0.75%がファンドから差し引かれます。</p> <p>（クラスX2）ありません。<sup>1</sup></p> <p>その他費用等：管理会社費用 / 管理事務代行費用 / 資産の保管等に要する費用（保管会社費用を含みます。） / ファンドに関する租税 / 組入る有価証券売買の際に発生する売買手数料 / ファンドの事務処理に要する費用 / ファンドの監査に要する費用 / 法律関係の費用 / 借入金の利息 等 がファンドから差し引かれます。</p> <p>その他費用等には、年次による最低費用等が設定されているものがあります。</p>
申込手数料	<p>（クラスA2）上限5%<sup>2</sup></p> <p>（クラスX2）ありません。</p>
信託財産留保額	ありません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資運用会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
保管会社 事務管理会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド

\* 当該会社型外国投資証券は、外国投資法人の発行する投資証券に類する証券に該当します。

1 信託報酬（運用管理費用）相当額は、ブラックロック・ジャパン株式会社が受け取る当ファンドの外部委託契約にかかる報酬より支払われます。

2 当ファンドにおいては、申込手数料はかかりません。

上記の投資対象ファンドは、アンブレラ型投資法人である「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の中で独立管理されているサブファンドです。

#### 《ご参考：ブラックロック・グループおよびブラックロック・ジャパンの概要》

ブラックロック・グループは、1988年に創業された世界最大級の独立系資産運用グループであり、ブラックロック・ジャパンはその日本法人です。

当グループは、運用リスクの管理に定評があり、グループの運用資産残高は、約465兆円(2014年6月末現在)に及び、法人・個人投資家向けに多彩な運用商品を提供しております。

## (2) 【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - a. 有価証券
  - b. 金銭債権
  - c. 約束手形(a.に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

### 有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド(ルクセンブルグ籍外国投資法人)クラスX6外国投資証券(米ドル建て)およびブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(ルクセンブルグ籍外国投資法人)クラスA2外国投資証券(米ドル建て)またはブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(ルクセンブルグ籍外国投資法人)クラスX2外国投資証券(米ドル建て)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド(クラスX6)外国投資証券、ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(クラスA2)外国投資証券およびブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド(クラスX2)外国投資証券を「投資信託証券」といい、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付きの買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

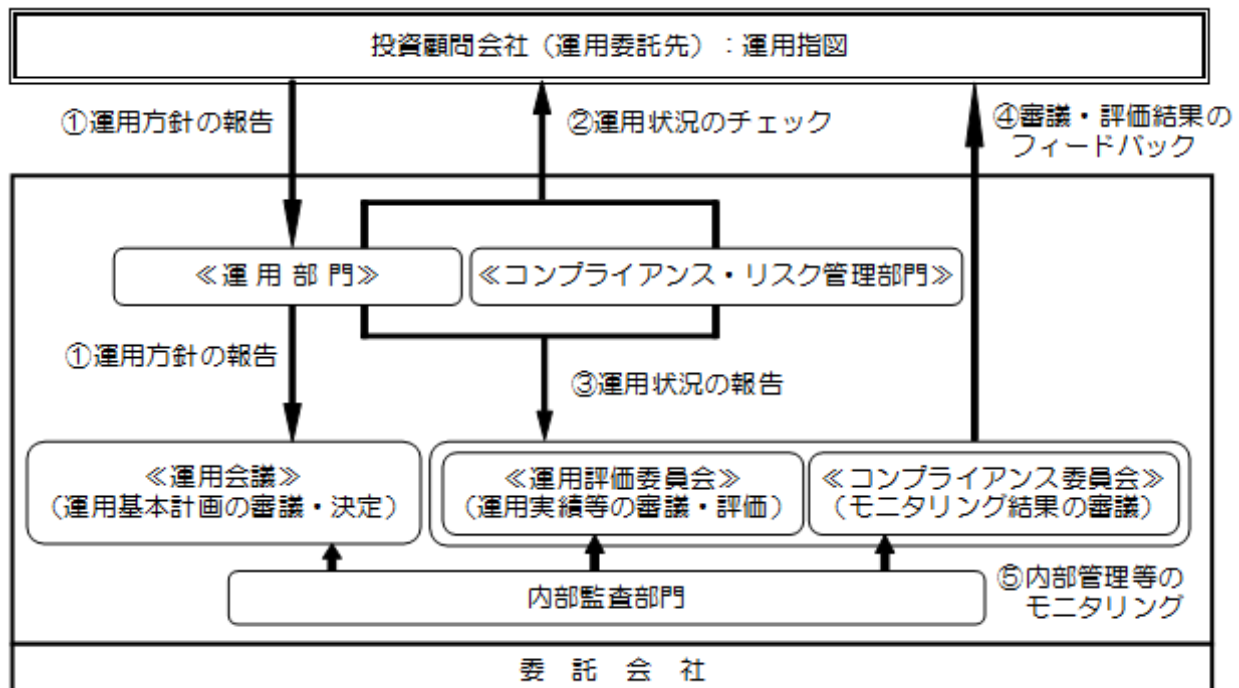
- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）の内容は、前記「(1) 投資方針（参考）投資対象ファンドについて」をご参照ください。

### （3）【運用体制】

#### 意思決定プロセス

委託会社は、当ファンドの信託財産の運用に関し、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限をブラックロック・ジャパン（投資顧問会社）に委託します。なお、当ファンドにおける円の余資運用については、委託会社がかかる信託財産の運用管理を行います。



- 1．ブラックロック・ジャパン（投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、当ファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。
- 2．委託会社の運用部門、コンプライアンス・リスク管理部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。
- 3．運用部門、コンプライアンス・リスク管理部門は、2．の結果を踏まえて「運用評価委員会」、「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。
- 4．「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。
- 5．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成26年9月末現在3名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

#### 〔ブラックロック・ジャパン（投資顧問会社）の運用体制〕

委託会社から円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けたブラックロック・ジャパンは、以下の体制により、投資対象ファンドへの投資の意思決定を行います。

ブラックロック・ジャパンでは、ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めており、ファンドの運用については運用部門が統括しています。また、社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは投資委員会等開催により、当ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。当ファンドの運用は、インデックス・アセット・アロケーション・チームが担当いたします。

ブラックロック・ジャパンの内部管理およびファンドに係る意思決定については、ブラックロック・ジャパンの内部監査部（2014年6月末現在3名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

上記の組織の体制等については、今後変更になることがあります。

投資対象ファンドの運用会社における意思決定プロセスについては、「(1) 投資方針 ファンドの投資プロセス」をご参照ください。

#### 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

第4期以降の毎計算期末（原則として毎月16日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- 2．分配金額は、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### 収益分配金の支払い

- 1．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

## 【収益分配金に関する留意事項】

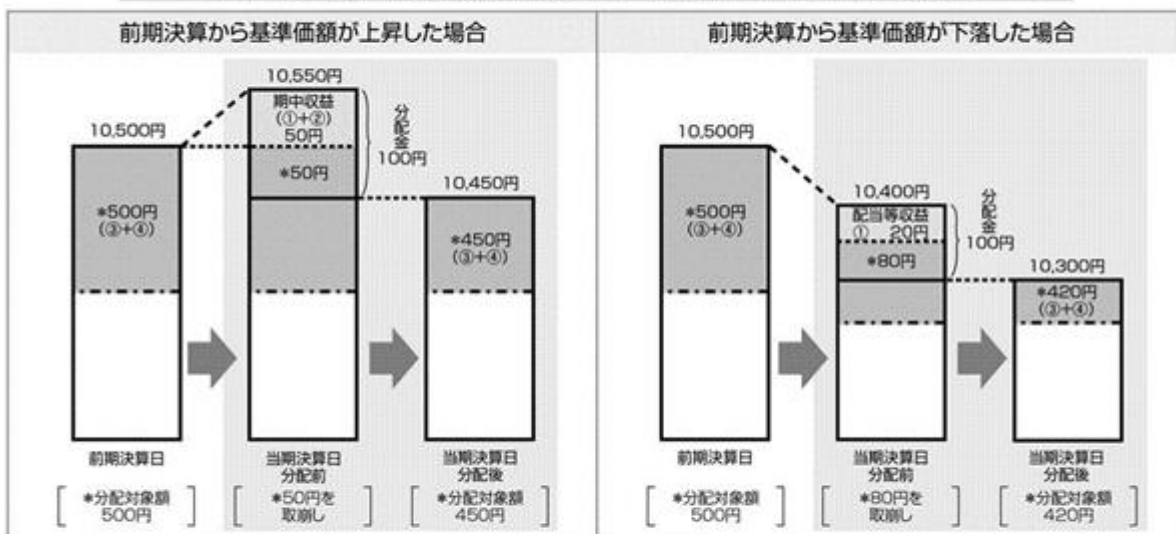
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



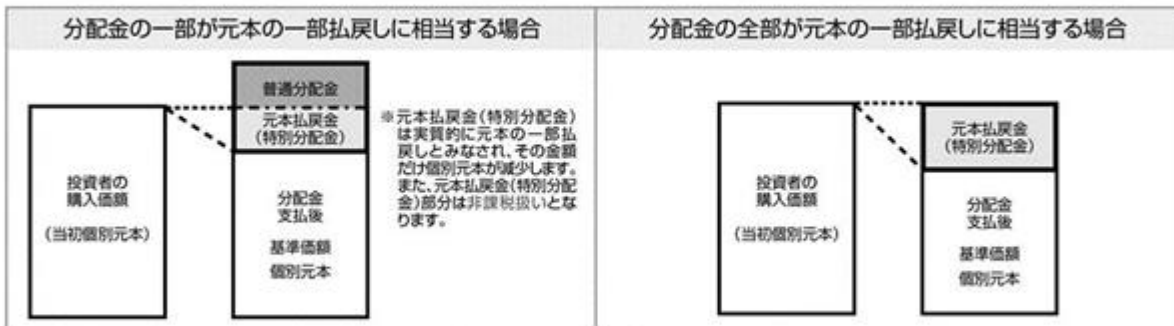
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

## (5) 【投資制限】

### a. 約款で定める投資制限

投資信託証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。また、同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限、約款第22条)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約(約款第23条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

株式(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

公社債(約款第17条)

買い現先取引(売却し条件付きの買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。

公社債の借入れ(約款第21条)

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 前記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 前記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。



#### 資金の借入れ(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて実質的に公社債などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

#### 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが実質的に投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

#### 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行いますので、価格は為替変動の影響を受けます。

なお、当ファンドでは、日本を除くアジア諸国・地域の現地通貨建て債券を実質的な主要投資対象としていますので、為替変動の影響は主としてアジア諸国・地域の現地通貨の対円での変動の影響を受けます。

#### 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。当ファンドが実質的に投資する公社債には、信用度の低い低格付けの公社債（ハイイールド債）が含まれる場合があり、これらの公社債は、信用度が高い高格付けの公社債と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の財務内容等の変化（格付けの引き下げ・引き上げ）により、公社債の価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。当ファンドが実質的に投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国・地域の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

当ファンドの実質的な投資先となっている国・地域がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。なお、当ファンドの主要投資対象ファンドの投資先である日本を除くアジア諸国・地域の市場は先進諸国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが未発達で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合ならびに外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合に、市場に及ぼす影響は先進諸国以上に大きいことが予想されます。このような場合には、資産価値の下落や為替変動の影響により、当ファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。

#### デリバティブ取引にかかるリスク

デリバティブ取引は、少額の資金で多額の取引が行えるため大きなリターンが期待できることや効率的な運用を行うことができる半面、リスクも比例して大きくなることや、取引によっては複雑な仕組みを有することでリスクが大きくなるものがあります。

当ファンドの主要投資対象ファンドでは、先物取引、オプション取引、スワップ取引、為替取引などのデリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）<sup>1</sup>）を含みます。）を行うことがあり、その結果、実質的な投資対象資産の割合がファンドの純資産総額を上回ることがあります。このような場合において、予想していた市場の値動きと実際の値動きが異なる結果になった場合などには損失を被る場合があります。また、デリバティブ取引において取引相手先等が破産などにより債務不履行に陥った場合は決済の不履行等が起こる可能性があり、このような場合、本来受け取ることができる投資成果を受け取ることができなくなるなど、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドの主要投資対象ファンドは、為替取引を行うにあたり一部の通貨について、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、当該通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)<sup>2</sup>を活用することがありますが、NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。当ファンドの基準価額の値動きに影響を及ぼす場合があります。

- 1 クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)とは、社債や金融債権の信用リスクを対象としたデリバティブ取引の一種です。CDSの買い手は保証料を支払う代わりに、対象となる社債や金融債権などが債務不履行となった場合、金利や元本に相当する支払いを受け取るという仕組みの取引です。
- 2 直物為替先渡取引(NDF)とは、ある通貨との間で、当該通貨の受渡しを行わず、先物レートと期日が到来したときの直物レートの差を、元本に乗じた金額で差金決済するもので、米ドルまたはその他の主要な通貨によって決済する取引のことをいいます。

### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが実質的に投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### <その他留意点>

- ・投資対象ファンドは、複数のクラスの資金をまとめて合同運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、あるクラスにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合等においては、他のクラスの価格が影響を受ける場合があります。そのため当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、あるクラスが債務超過に陥った場合に他のクラスの価格がその影響を受ける場合があります。したがって、このような事象が起きた際には、投資対象ファンドの価格の変動を通じて当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。また、投資対象ファンドを通じて各国の有価証券等に投資を行う場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、各国での源泉税率が高くなるなど税制が相対的に不利になることがあります。
- ・投資対象ファンドについては、各ファンドを管轄する国の法律、規制および税制の変更等により運用に制限が設けられたり、管理会社により商品性(投資方針等)の変更が行われる場合があります。このような場合、投資対象ファンドの運用成果を通じ、当ファンドの基準価額が影響を受ける可能性があります。
- ・投資対象ファンドが信託を終了する場合、当該投資対象ファンドの管理会社の判断により償還日までの一定期間、解約請求の受け付けを停止することがあります。この場合、当ファンドにおいては、受益者からの一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。
- ・当ファンドは、一部解約の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

### <収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2) リスク管理体制

運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたブラックロック・ジャパンおよび委託会社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

ブラックロック・ジャパンにおける投資リスク管理については、運用チームにおいて定期的にパフォーマンスやリスク等の確認を行っているほか、リスク・クオンツ分析部による運用及びリスクの分析が行われ、分析結果について運用チームへ助言をしています。リスク&パフォーマンス・レビュー委員会においては、ポートフォリオの分析を行い、ファンドの投資目的と運用状況との整合性などの確認を行います。投資ガイドラインの遵守状況については、独自のシステムを使って日次でモニタリングを実施します。

みずほ投信投資顧問においては、ブラックロック・ジャパンからのコンプライアンス・レポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理します。コンプライアンス・リスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施します。

また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

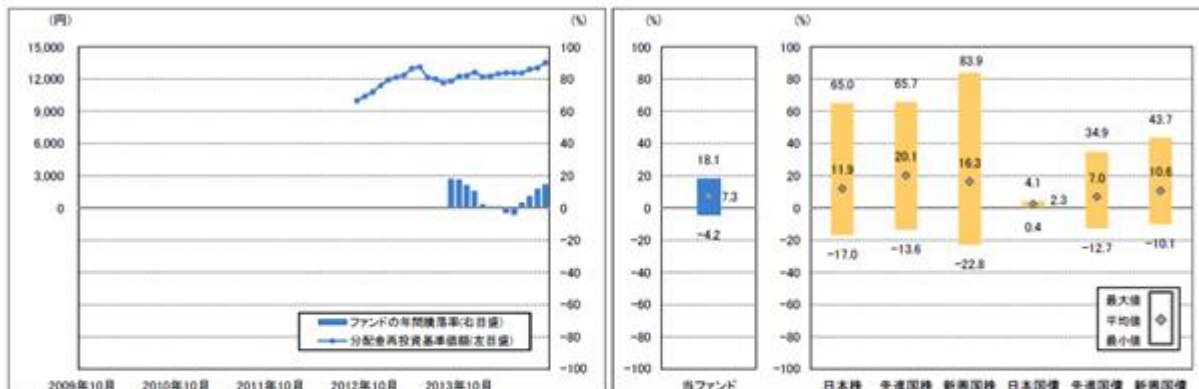
なお、これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてブラックロック・ジャパンへの注意・勧告などを行います。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

ファンドの一部解約に対応するため、組入資産の市場での流動性および換金の状況をモニターしていません。

## (3) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較（2009年10月～2014年9月）

## ◆当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ◆当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。（以下同し。）  
年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したものは、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。  
なお、当ファンドは2012年9月27日に設定しているため、年間騰落率については2013年9月以降の騰落率を表示しています。また、分配金再投資基準価額については2012年9月末より表示しています。

上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2009年10月～2014年9月の5年間ににおける年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したものの）平均・最大・最小を表示したものです。  
当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドは2012年9月27日に設定しているため、当ファンドの年間騰落率については2013年9月以降の平均・最大・最小を表示しています。  
代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

## \* 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JPMオルガンGBI-EMグローバル・ティバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）

※株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外（先進国・新興国）の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（兼東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、兼東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク（以下、MSCI）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス（除く日本）」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

「JPMオルガンGBI-EMグローバル・ティバーシファイド」とは、JPMオルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はJPMオルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成26年12月16日現在における手数料率の上限は3.24%（税抜3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

## &lt; 申込手数料を対価とする役務の内容 &gt;

商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価

## (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

## （３）【信託報酬等】

当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6524%（税抜1.53%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.85%	0.65%	0.03%

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

ブラックロック・ジャパンが受け取る当ファンドの外部委託契約にかかる報酬の額は、円の余資以外の運用の対価等として、計算期間を通じて毎日、当ファンドの信託財産に属する投資対象ファンド（ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスA2）を除きます。）の時価総額の合計額に年0.54%（税抜0.50%）の率を乗じて計算される金額とし、当ファンドの委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支弁します。

## （ご参考）投資対象ファンドにかかる信託報酬

ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド（クラスX6）

信託報酬（運用管理費用）：かかりません。

ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスA2）

信託報酬（運用管理費用）：純資産総額に対し、年率0.75%

ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスX2）

信託報酬（運用管理費用）：かかりません。

ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスA2）を除く投資対象ファンドの信託報酬（運用管理費用）に相当する額は、ブラックロック・ジャパンが受け取る当ファンドの外部委託契約にかかる報酬より支払われます。

当ファンドがブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスA2）を組み入れた場合、その組入比率の上限で勘案すると0.0225%程度の負担となり、全体として受益者が負担する実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率1.6749%程度（税込）となります。なお、組入比率の上限が見直された場合等には、上記の率を実質的に超える場合があります。

また、実際には、この他に定率により計算されない「その他費用等」がかかります。

## &lt; 信託報酬等を対価とする役務の内容 &gt;

当ファンド
-------

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象ファンド	投資対象ファンドの信託財産の運用、管理等の対価

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等およびこれら手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

「その他費用等」については、当ファンドの投資対象ファンドにおいて発生する場合、そのファンドの中から支弁されます。これらはそのファンドの価格に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（ご参考）投資対象とする投資信託証券における別途かかる費用等については、以下のとおりです。

ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド（クラスX6）

- （１） 申込手数料：ありません。
- （２） 換金（解約）手数料：ありません。
- （３） その他費用等：管理会社費用 / 管理事務代行費用 / 保管会社費用 / ファンドの事務処理に要する費用 / 法律関係の費用 等

ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスA2）

- （１） 申込手数料：上限5%
- （２） 換金（解約）手数料：ありません。
- （３） その他費用等：管理会社費用 / 管理事務代行費用 / 保管会社費用 / ファンドの事務処理に要する費用 / 法律関係の費用 等

ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド（クラスX2）

- （１） 申込手数料：ありません。
- （２） 換金（解約）手数料：ありません。
- （３） その他費用等：管理会社費用 / 管理事務代行費用 / 保管会社費用 / ファンドの事務処理に要する費用 / 法律関係の費用 等

< 主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容 >

信託財産に関する租税	有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金に係る税、有価証券の譲渡益に係る税等
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理に係る諸経費
信託財産の財務諸表の監査に要する費用	監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

#### （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

##### 1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

\* 平成28年1月1日から、上記の損益通算および3年間の繰越控除の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日より開始された非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる



配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

## 2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

(注) 所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

### 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

上記の内容は平成26年9月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】（平成26年9月30日現在）

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資証券	ルクセンブルグ	1,179,396,899	98.47
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）		18,215,200	1.52
合 計（純資産総額）			1,197,612,099	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

## (2) 【投資資産】（平成26年9月30日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国/地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	BlackRock Global Funds Asian Local Bond Fund- X6	投資証券	ルクセンブルグ	1,138,577.48	1,028.82	1,171,402,668	1,025.54	1,167,664,148	97.49
2	BlackRock Global Funds US Dollar Short Duration Bond Fund-A2	投資証券	ルクセンブルグ	8,387.90	1,399.86	11,741,931	1,398.77	11,732,751	0.97

## 投資有価証券の種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資証券	98.47
合 計		98.47

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成26年9月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成25年3月18日	4,890	4,906	1.2311	1.2351
第2特定期間	平成25年9月17日	2,778	2,795	1.1397	1.1467
第3特定期間	平成26年3月17日	1,902	1,914	1.1337	1.1407
第4特定期間	平成26年9月16日	1,282	1,289	1.1829	1.1899

	平成25年9月末日	2,597		1.1279	
	平成25年10月末日	2,598		1.1639	
	平成25年11月末日	2,483		1.1654	
	平成25年12月末日	2,336		1.1861	
	平成26年1月末日	2,166		1.1402	
	平成26年2月末日	2,030		1.1392	
	平成26年3月末日	1,872		1.1517	
	平成26年4月末日	1,812		1.1534	
	平成26年5月末日	1,740		1.1454	
	平成26年6月末日	1,534		1.1371	
	平成26年7月末日	1,513		1.1611	
	平成26年8月末日	1,399		1.1665	
	平成26年9月30日	1,197		1.2028	

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

#### 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	0.0120
第2特定期間	0.0420
第3特定期間	0.0420
第4特定期間	0.0420

#### 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1特定期間	24.31
第2特定期間	4.01
第3特定期間	3.16
第4特定期間	8.04

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 小数点第3位四捨五入。

(注3) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	5,251,883,235	1,279,515,579	3,972,367,656
第2特定期間	905,063,584	2,439,881,971	2,437,549,269
第3特定期間	137,137,282	896,247,793	1,678,438,758
第4特定期間	73,979,956	668,560,989	1,083,857,725

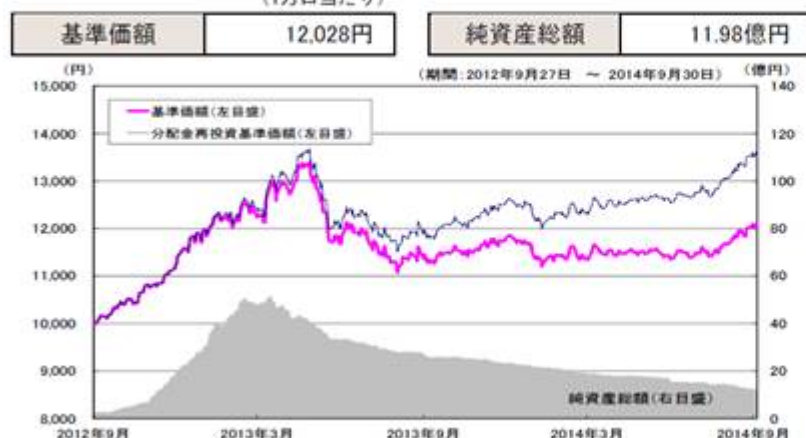
(注) 第1特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

## &lt; 参考情報 &gt;

(2014年9月30日現在)

## 基準価額・純資産の推移

(1万口当たり)



## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2014年9月	70円
2014年8月	70円
2014年7月	70円
2014年6月	70円
2014年5月	70円
直近1年間累計	840円
設定来累計	1,380円

設定来：2012年9月27日以降

※第1期から第3期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

## 主要な資産の状況

※各比率は純資産総額に対する組入比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

## &lt; 資産の組入比率 &gt;

資産の種類	国内/外国	比率(%)
投資証券	外国	98.5
現金・預金・その他の資産		1.5
合計		100.0

## &lt; 組入銘柄 &gt;

順位	銘柄名	国/地域	通貨	比率(%)
1	ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド (クラスX6) 外国投資証券	ルクセンブルグ	米ドル	97.5
2	ブラックロック・グローバル・ファンズ - USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド (クラスA2) 外国投資証券	ルクセンブルグ	米ドル	1.0

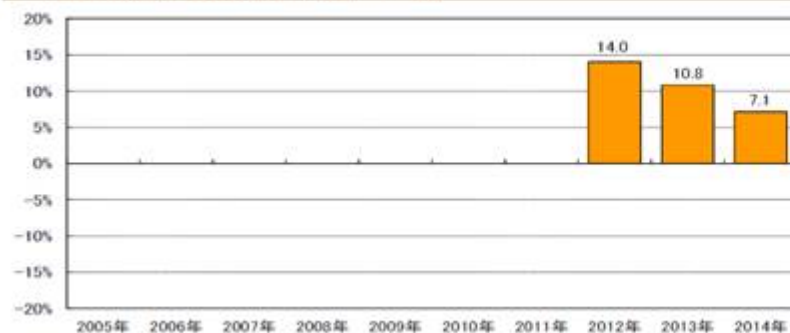
## 主要投資対象ファンド【アジア・ローカル・ボンド・ファンド (クラスX6)】の運用状況 (組入上位10銘柄)

順位	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	インドネシア国債	8.375	2034年3月15日	5.4
2	中国国債	3.800	2021年5月22日	4.1
3	インド住宅開発金融会社	9.650	2019年1月19日	3.9
4	インド住宅開発金融会社	9.110	2015年8月11日	3.8
5	韓国国債	2.750	2016年6月10日	3.4
6	スリランカ国債	8.000	2016年6月1日	3.3
7	マレーシア国債	3.314	2017年10月31日	2.9
8	フィリピン国債	6.125	2037年10月24日	2.8
9	インドネシア国債	8.375	2024年3月15日	2.7
10	インド国債	8.200	2025年9月24日	2.4

※ 2014年9月30日現在

※ 比率は、アジア・ローカル・ボンド・ファンドの純資産総額に対する組入比率を表示しています。

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
※当ファンドにはベンチマークはありません。  
※2012年は設定日(9月27日)から年末までの収益率、2014年は1月から9月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。



## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日がルクセンブルグの銀行またはルクセンブルグ証券取引所のいずれかの休業日および12月24日と同日である場合には、お申込みの受け付けはいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

### 2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1万口単位または1口単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ルクセンブルグの銀行またはルクセンブルグ証券取引所のいずれかの休業日および12月24日と同日である場合には、解約請求の受付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額な場合、「ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド（クラスX6）」の解約請求の受付けの停止・取消しまたは延期、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

投資信託証券：計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431



(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成24年9月27日から平成31年9月16日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として毎月17日から翌月16日までとします。ただし、第1計算期間は、平成24年9月27日から平成24年10月16日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

1. 委託会社は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ローカル・ボンド・ファンド（クラスX6）外国投資証券」が存続しないこととなる場合（当該主要投資対象ファンドが繰上償還する場合をいいます。）には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
2. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
  - a. 信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - b. やむを得ない事情が発生したとき。
  - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
3. 前記1.または2.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
4. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
  - a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

信託約款の変更等

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2．委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
- 3．この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 4．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 書面決議

- 1．委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  - a．信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
  - b．重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
- 2．書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3．書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 5．この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで、販売会社において支払いが開始されます。

償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者）に対し、お支払いします。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

- 1．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 2．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3．委託会社と当ファンドの投資顧問会社であるブラックロック・ジャパン株式会社との間の外部委託契約の契約期間は、当ファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、3ヵ月前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書

委託会社は、3月と9月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

## 4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

#### (2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

#### (3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

#### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期特定期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1 【財務諸表】

##### 【みずほブラックロック アジア債券ファンド】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区 分	前期特定期間 (平成26年3月17日現在)	当期特定期間 (平成26年9月16日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	66,854	35,847
コール・ローン	102,740,031	56,067,509
投資証券	1,860,737,506	1,257,738,676
未収利息	139	68
流動資産合計	1,963,544,530	1,313,842,100
資産合計	1,963,544,530	1,313,842,100
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,749,071	7,587,004
未払解約金	46,403,825	22,294,788
未払受託者報酬	49,090	35,649
未払委託者報酬	2,454,392	1,782,513
その他未払費用	4,899	3,554
流動負債合計	60,661,277	31,703,508
負債合計	60,661,277	31,703,508
純資産の部		
元本等		

元本	1,678,438,758	1,083,857,725
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	224,444,495	198,280,867
元本等合計	1,902,883,253	1,282,138,592
純資産合計	1,902,883,253	1,282,138,592
負債純資産合計	1,963,544,530	1,313,842,100

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区 分	前期待定期間 （自 平成25年9月18日 至 平成26年3月17日）	当期待定期間 （自 平成26年3月18日 至 平成26年9月16日）
営業収益		
受取配当金	49,783,034	33,945,466
受取利息	16,581	14,490
有価証券売買等損益	10,057,188	25,986,553
為替差損益	62,147,827	77,038,144
営業収益合計	101,890,254	136,984,653
営業費用		
受託者報酬	369,353	266,294
委託者報酬	18,467,355	13,314,931
その他費用	63,076	45,181
営業費用合計	18,899,784	13,626,406
営業利益又は営業損失（ ）	82,990,470	123,358,247
経常利益又は経常損失（ ）	82,990,470	123,358,247
当期純利益又は当期純損失（ ）	82,990,470	123,358,247
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,628,576	6,390,846
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	340,560,496	224,444,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,265,449	10,873,046
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,265,449	10,873,046
剰余金減少額又は欠損金増加額	131,495,352	96,038,894
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	131,495,352	96,038,894
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		
分配金	83,247,992	57,965,181
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	224,444,495	198,280,867

## ( 3 ) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期特定期間 (自 平成26年3月18日 至 平成26年9月16日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券  基準価額で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は特定期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	受取配当金  受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  有価証券売買等損益及び為替差損益  約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	前期特定期間 (平成26年3月17日現在)	当期特定期間 (平成26年9月16日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		1,678,438,758口	1,083,857,725口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.1337 円 (11,337 円)	1.1829 円 (11,829 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期特定期間 (自 平成25年9月18日 至 平成26年3月17日)	当期特定期間 (自 平成26年3月18日 至 平成26年9月16日)
	(単位:円)	(単位:円)
1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	5,957,601	4,264,360
2 分配金の計算過程		



第13期計算期間（平成25年9月18日から平成25年10月16日）末に、費用控除後の配当等収益（7,865,253円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（321,960,683円）、分配準備積立金（272,985,275円）より、分配対象収益は602,811,211円（1万口当たり2,679円）であり、うち15,745,570円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第14期計算期間（平成25年10月17日から平成25年11月18日）末に、費用控除後の配当等収益（7,925,952円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（315,269,690円）、分配準備積立金（255,443,506円）より、分配対象収益は578,639,148円（1万口当たり2,646円）であり、うち15,306,604円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第15期計算期間（平成25年11月19日から平成25年12月16日）末に、費用控除後の配当等収益（7,605,162円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（296,302,887円）、分配準備積立金（223,343,731円）より、分配対象収益は527,251,780円（1万口当たり2,614円）であり、うち14,114,918円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第16期計算期間（平成25年12月17日から平成26年1月16日）末に、費用控除後の配当等収益（7,311,880円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（283,002,223円）、分配準備積立金（205,047,229円）より、分配対象収益は495,361,332円（1万口当たり2,583円）であり、うち13,424,271円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第17期計算期間（平成26年1月17日から平成26年2月17日）末に、費用控除後の配当等収益（4,357,262円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（273,271,908円）、分配準備積立金（190,115,910円）より、分配対象収益は467,745,080円（1万口当たり2,536円）であり、うち12,907,558円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第18期計算期間（平成26年2月18日から平成26年3月17日）末に、費用控除後の配当等収益（5,754,946円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（251,089,407円）、分配準備積立金（163,004,757円）より、分配対象収益は419,849,110円（1万口当たり2,501円）であり、うち11,749,071円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第19期計算期間（平成26年3月18日から平成26年4月16日）末に、費用控除後の配当等収益（5,758,027円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（238,953,221円）、分配準備積立金（147,719,000円）より、分配対象収益は392,430,248円（1万口当たり2,467円）であり、うち11,132,094円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第20期計算期間（平成26年4月17日から平成26年5月16日）末に、費用控除後の配当等収益（5,519,138円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（236,882,960円）、分配準備積立金（136,660,507円）より、分配対象収益は379,062,605円（1万口当たり2,433円）であり、うち10,904,646円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第21期計算期間（平成26年5月17日から平成26年6月16日）末に、費用控除後の配当等収益（4,493,711円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（226,831,974円）、分配準備積立金（125,191,773円）より、分配対象収益は356,517,458円（1万口当たり2,393円）であり、うち10,426,715円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第22期計算期間（平成26年6月17日から平成26年7月16日）末に、費用控除後の配当等収益（2,967,519円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（201,511,440円）、分配準備積立金（104,777,925円）より、分配対象収益は309,256,884円（1万口当たり2,346円）であり、うち9,227,583円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第23期計算期間（平成26年7月17日から平成26年8月18日）末に、費用控除後の配当等収益（4,309,875円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（190,335,843円）、分配準備積立金（92,139,292円）より、分配対象収益は286,785,010円（1万口当たり2,310円）であり、うち8,687,139円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第24期計算期間（平成26年8月19日から平成26年9月16日）末に、費用控除後の配当等収益（4,293,642円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（166,762,599円）、分配準備積立金（76,117,684円）より、分配対象収益は247,173,925円（1万口当たり2,280円）であり、うち7,587,004円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 (自 平成25年9月18日 至 平成26年3月17日)	当期特定期間 (自 平成26年3月18日 至 平成26年9月16日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。	同左

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左
---------------------------	---	----

## 2. 金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 (平成26年3月17日現在)	当期特定期間 (平成26年9月16日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 投資証券 原則として、投資証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 投資証券 同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成25年9月18日 至 平成26年3月17日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資証券	11,967,229
合計	11,967,229

当期特定期間（自 平成26年3月18日 至 平成26年9月16日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資証券	13,256,312
合計	13,256,312

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

前期特定期間 （自 平成25年9月18日 至 平成26年3月17日）	当期特定期間 （自 平成26年3月18日 至 平成26年9月16日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

## （その他の注記）

項目	期別	前期特定期間 （平成26年3月17日現在）	当期特定期間 （平成26年9月16日現在）
1 期首元本額		2,437,549,269 円	1,678,438,758 円
期中追加設定元本額		137,137,282 円	73,979,956 円
期中一部解約元本額		896,247,793 円	668,560,989 円

## （４）【附属明細表】

## 第１ 有価証券明細表

## ( 1 ) 株式

該当事項はありません。

## ( 2 ) 株式以外の有価証券

## 有価証券明細表

みずほブラックロック アジア債券ファンド

(平成26年9月16日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券					
	米・ドル	BlackRock Global Funds Asian Local Bond Fund -X6	1,236,025.530	11,618,639.98	
		BlackRock Global Funds US Dollar Short Duration Bond Fund-A2	9,169.760	117,281.23	
	米・ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	1,245,195.290 2 98.1%	11,735,921.21 (1,257,738,676) 100.0%	
投資証券 合計				1,257,738,676 (1,257,738,676)	
合計				1,257,738,676 (1,257,738,676)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## 有価証券明細表注記

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	投資証券	2	100.0%		100.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは、ルクセンブルグ籍の証券投資法人が発行する「BlackRock Global Funds Asian Local Bond Fund」及び「BlackRock Global Funds US Dollar Short Duration Bond Fund」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、「BlackRock Global Funds Asian Local Bond Fund-X6」投資証券及び「BlackRock Global Funds US Dollar Short Duration Bond Fund-A2」投資証券であります。

同ファンドは、計算期間終了後、同ファンドの有する国籍において、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、監査人による財務諸表監査を受けております。

なお、同ファンドの直近の計算期間は2014年8月末に終了しておりますが、当該計算期間にかかる監査済み財務諸表については、同ファンドの管理会社より入手できないことから同ファンドの2013年8月末現在の監査済み財務諸表を記載致します。

本書に添付した同ファンドの財務諸表は、同ファンドの管理会社であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーから入手した2013年8月31日終了年度に対する原文を委託会社が抜粋し誠実に和訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり、監査法人による監査は受けておらず、正確性を保証するものではありません。

## 資産負債計算書

2013年8月31日現在

ファンド名	注記	Asian Local Bond Fund	US Dollar Short Duration Bond Fund
		US\$	US\$
<b>資産</b>			
投資有価証券、取得原価		59,336,297	711,339,970
未実現評価益（評価損）		(3,459,718)	(10,104,510)
投資有価証券、時価	2(a)	55,876,579	701,235,460
銀行預金	2(a)	13,023,753	66,078,615
未収利息および未収配当金	2(a)	522,412	3,488,305
売却投資未収金	2(a)	-	3,587,548*
販売投資証券未収金	2(a)	-	1,963,789
以下に係る未実現評価益：			
上場先物契約残高	2(c)	31,844	-
為替予約契約残高	2(c)	522,215	1,109,033
スワップ契約時価	2(c)	-	600,605
買建オプションおよび スワップオプション時価	2(c)	-	738,307
その他の資産	2(a,c)	-	-
<b>資産合計</b>		<b>69,976,803</b>	<b>778,801,662</b>

**負債**

銀行借入金		2,249,088	21,202
未払分配金	2(a)	100,960	93,132
購入投資未払金	2(a)	1,621,827	92,510,969*
投資証券買戻し未払金	2(a)	-	782,963
以下に係る未実現評価損：			
上場先物契約残高	2(c)	-	181,157
為替予約契約残高	2(c)	-	-
スワップ契約時価	2(c)	819	-
売建オプションおよび スワップオプション時価	2(c)	-	-
有価証券買戻し契約	2(c)	-	-
その他の負債	4,5,6	59,363	604,154
<b>負債合計</b>		<b>4,032,057</b>	<b>94,193,577</b>
<b>純資産合計</b>		<b>65,944,746</b>	<b>684,608,085</b>

\* TBA。詳細は注記2を参照してください。

**運用および純資産変動計算書**

2013年8月31日終了年度

ファンド名	注記	Asian Local Bond	US Dollar Short Duration Bond
		Fund	Fund
		US\$	US\$
<b>期首純資産残高*</b>		40,396,139	245,546,610
<b>収益</b>			
銀行預金利息		1,698	5,672
債券利息		2,567,143	14,233,069
スワップ受取利息		-	-
マネーマーケット預金およびリバース・レボ取引からの 受取利息		-	-
集団投資スキームからの収益		-	-
受取配当金		-	-
証券貸付収益		-	19,416
<b>収益合計</b>	<b>2(b)</b>	<b>2,568,841</b>	<b>14,258,157</b>
<b>費用</b>			
銀行借入利息		1,136	11,218
スワップ支払利息		63,834	241,849
レボ取引支払利息		-	-
管理事務代行報酬	5	65,196	352,843
保管および預託報酬	6	76,394	85,068

販売報酬	4	-	662,696
税金	7	22,842	212,762
運用報酬	4	372,414	2,580,296
控除：事務代行/運用報酬の減額	4, 5	-	(134,098)
<b>費用合計</b>		<b>601,816</b>	<b>4,012,634</b>
<b>純利益（損失）</b>		<b>1,967,025</b>	<b>10,245,523</b>
以下に係る実現純評価益（評価損）：			
投資	2(a)	(1,412,766)	(4,781,029)
差金決済契約	2(c)	-	-
上場先物契約	2(c)	(194,100)	5,209,930
オプション契約	2(c)	(12,411)	(283,072)
スワップ取引	2(c)	(502,510)	(893,324)
為替予約契約	2(c)	(736,084)	562,808
その他の取引に係る外貨	2(i)	(221,915)	268,722
<b>当期実現評価益（評価損）合計</b>		<b>(3,079,786)</b>	<b>84,035</b>
以下に係る未実現評価益（評価損）純変動額：			
投資	2(a)	(3,881,342)	(11,032,538)
差金決済契約	2(c)	-	-
上場先物契約	2(c)	29,870	(161,551)
オプション契約	2(c)	-	49,129
スワップ取引	2(c)	55,864	392,105
為替予約契約	2(c)	489,725	1,533,471
その他の取引に係る外貨	2(i)	(24,037)	(57,668)
<b>当期末実現評価益（評価損）純変動額</b>		<b>(3,329,920)</b>	<b>(9,277,052)</b>
<b>運用による純資産の増加（減少）</b>		<b>(4,442,681)</b>	<b>1,052,506</b>
<b>投資証券の変動</b>			
投資証券の発行に伴う正味受取額		64,549,603	693,438,161
投資証券の買戻しに伴う正味支払額		(33,495,791)	(254,298,701)
<b>投資証券の変動による純資産の増加（減少）</b>		<b>31,053,812</b>	<b>439,139,460</b>
分配金宣言額	15	(1,062,524)	(1,130,491)
外貨換算調整		-	-
<b>期末純資産残高</b>		<b>65,944,746</b>	<b>684,608,085</b>

## 発行済投資証券変動計算書

2013年8月31日現在

	期首発行済 投資証券口数	発行口数	買戻口数	期末発行済 投資証券口数
Asian Local Bond Fund				
A Class distributing (M) share	500	-	-	500







IDR	7,500,000,000	Astra Sedaya Finance PT 8.6%			10/3/2018	841,817	1.28
					KRW		
	21/2/2017	675,748	1.02	214,000,000	Korea Treasury Bond 3%		
IDR	17,800,000,000	Indonesia Treasury Bond 6.125%			10/12/2042	164,724	0.25
					KRW		
	15/5/2028	1,253,657	1.90	3,000,000,000	Korea Treasury Bond 3.25%		
IDR	8,000,000,000	Indonesia Treasury Bond 6.625%			10/12/2014	2,721,276	4.13
					KRW		
	15/5/2033	570,259	0.87	1,500,000,000	Korea Treasury Bond 3.5%		
		3,583,600	5.43		10/3/2017	1,374,295	2.08
					KRW		
				1,700,000,000	Korea Treasury Bond 4%		
					10/12/2031	1,590,852	2.41
					KRW		
MYR	6,600,000	Bank Negara Malaysia Monetary Notes 0% 16/1/2014		300,000,000	Korea Treasury Bond 4.25%		
					10/6/2021	285,241	0.43
					KRW		
		(Zero Coupon)	1,987,769	3.01	1,150,000,000	Korea Treasury Bond 5.5%	
MYR	1,712,000	Malaysia Government Bond 3.314%			10/9/2017	1,129,635	1.71
						11,488,247	17.42
	31/10/2017	514,557	0.78				

## Asian Local Bond Fund

投資明細書 2013年8月31日現在

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資産 比	額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資産 比
	<b>タイ</b>				Thailand Government Bond		
				THB 4,000,000	3.8%		
					14/6/2041	105,072	0.16
THB 22,700,000	Bank of Thailand 3.22%			THB 2,600,000	5%		
	1/3/2016	704,149	1.07		22/6/2040	81,728	0.12
THB 32,000,000	Bank of Thailand 3.3%					6,316,806	9.58
	30/4/2014	997,851	1.51	債券合計		55,876,579	84.73
THB 79,381,000	Thailand Government Bond 2.8%				公認の証券取引所に上場されている、またはその他の		
	10/10/2017	2,392,982	3.63		規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券合計	55,876,579	84.73
THB 11,000,000	Thailand Government Bond 3.45%				投資有価証券合計	55,876,579	84.73

	8/3/2019	335,256	0.51			
	Thailand Government Bond					
THB 10,899,000	3.58%			その他の純資産	10,068,167	15.27
	17/12/2027	307,611	0.47	純資産合計(米ドル)	65,944,746	100.00
	Thailand Government Bond					
THB 36,000,000	3.65%					
	17/12/2021	1,078,553	1.63			
	Thailand Government Bond					
THB 11,500,000	3.775%					
	25/6/2032	313,604	0.48			

## スワップ契約残高 2013年8月31日現在

想定元本 摘要	未実現評価益 (評価損) 米ドル	想定元本 摘要	未実現評価 益(評価 損) 米ドル
HKD 23,000,000 金利スワップ(パークレイズ)(ファンドは1.6125%の固定金利を受け取り、香港ドル3ヵ月物香港銀行間出し手金利の変動金利を支払う。)(17/7/2018)	(25,088)	THB 104,645,943 金利スワップ(シティバンク)(ファンドはタイバーツ6ヵ月物バンコク銀行間出し手金利の変動金利を受け取り、3.455%の固定金利を支払う。)(23/8/2018)	15,203
USD 3,100,000 金利スワップ(パークレイズ)(ファンドは米ドル3ヵ月物ロンドン銀行間出し手金利の変動金利を受け取り、1.56%の固定金利を支払う。)(18/7/2018)	24,430	USD 1,000,000 クレジット・デフォルト・スワップ(ドイチェ・バンク)(ファンドはKorea(Republic of) 4.675% 22/9/2014についてデフォルト・プロテクションを受け、1%の固定率で保証料を支払う。)(20/9/2018)	(4,372)
CNY 18,725,000 金利スワップ(JPモルガン)(ファンドは4.215%の固定金利を受け取り、人民元28日物レボ金利の変動金利を支払う。)(22/8/2018)	(7,685)	米ドル表示による契約額: 13,323,940米ドル	2,488

注: これらの取引の時価合計819米ドルは、資産負債計算書に含まれています(注記2cを参照)。

## Asian Local Bond Fund

為替予約未決済残高  
2013年8月31日現在

上場先物契約未決済残高  
2013年8月31日現在

購入	売却	実行日	未実現 評価益 (評価損) 米ドル	未実現 評価益 (評価損) 米ドル相当 額	契約数	契約/摘要	満期日	原契約額 米ドル
					17	Korean 10 Year Bond	September 2013	1,719,067
PHP 15,843,505	USD 362,007	4/10/2013	(6,341)	(6,341)	15	Korean 3 Year Bond	September 2013	1,431,152

## US Treasury 5 Year

USD 2,206,115	PHP 91,995,000	4/10/2013	140,944	140,944	(1)	Note (CBT)	December 2013	119,578
CNY								
120,592,862	USD 19,475,030	9/10/2013	194,646	194,646	原契約額合計			3,269,797
HKD 28,777,930	USD 3,711,629	9/10/2013	(606)	(606)				
JPY								
540,513,147	USD 5,511,148	9/10/2013	(12,435)	(12,435)	注：これらの取引に起因する未実現純評価益31,844米ドルは、資産負債計算書に含まれています（注記2cを参照）。			
SGD 4,690,069	USD 3,713,949	9/10/2013	(36,250)	(36,250)				
USD 16,606,735	CNY 102,723,686	9/10/2013	(148,334)	(148,334)				
USD 14,671	EUR 11,324	9/10/2013	(294)	(294)				
USD 3,040,543	HKD 23,579,183	9/10/2013	(82)	(82)				
USD 5,544,358	JPY 542,565,233	9/10/2013	24,769	24,769				
USD 3,069,066	SGD 3,916,091	9/10/2013	(1,720)	(1,720)				
CNY 65,129,038	USD 10,469,202	10/10/2013	153,323	153,323				
IDR								
67,741,491,324	USD 6,452,433	10/10/2013	(544,723)	(544,723)				
INR								
355,890,480	USD 5,803,254	10/10/2013	(543,246)	(543,246)				
KRW								
14,102,425,634	USD 12,527,827	10/10/2013	140,106	140,106				
MYR 25,155,391	USD 7,794,689	10/10/2013	(167,141)	(167,141)				
PHP								
326,333,704	USD 7,489,346	10/10/2013	(164,554)	(164,554)				
THB 13,550,718	USD 433,138	10/10/2013	(13,071)	(13,071)				
USD 7,375,017	CNY 45,706,537	10/10/2013	(79,704)	(79,704)				
	IDR							
USD 6,354,337	67,770,908,453	10/10/2013	444,060	444,060				
USD 9,774,006	INR 604,035,707	10/10/2013	846,450	846,450				
	KRW							
USD 14,037,143	15,781,814,188	10/10/2013	(139,353)	(139,353)				
USD 6,094,741	MYR 19,865,872	10/10/2013	71,067	71,067				
USD 6,819,009	PHP 296,907,650	10/10/2013	154,705	154,705				
USD 4,880,787	THB 152,266,004	10/10/2013	160,607	160,607				
TWD 87,607,109	USD 2,922,929	11/10/2013	9,296	9,296				
USD 1,400,899	TWD 41,914,901	11/10/2013	(2,000)	(2,000)				
CNY 21,816,625	USD 3,506,256	10/2/2014	26,759	26,759				
USD 2,098,077	TWD 62,701,042	10/2/2014	(7,998)	(7,998)				
CNY								
112,570,451	USD 17,938,433	18/7/2014	144,005	144,005				
USD 17,961,771	CNY 112,570,451	18/7/2014	(120,669)	(120,669)				
未実現純評価益			522,216	522,216				

## 香港ドルヘッジ付の投資証券クラス

## 香港ドル

HKD 38,292	USD 4,938	13/9/2013	(8)	(1)				
USD 195	HKD 1,513	13/9/2013	-	-				
未実現純評価損			(8)	(1)				
未実現純評価益合計								

(米ドル表示による契約額: 215,029,033米ドル)

522,215

注: これらの取引に起因する未実現純評価益は、資産負債計算書に含まれて  
います(注記2cを参照)。これらの為替予約未決済残高の取引相手は、バンク・オブ・アメリカ、パー  
クレイズ、BNYメロン、ドイチェ・バンク、HSBCバンクPlc、JPモルガン、ス  
タンダード・チャータード・バンク・ロンドンおよびUBSです。

## US Dollar Short Duration Bond Fund

投資明細書 2013年8月31日現在

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で  
取引されている譲渡可能有価証券公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で  
取引されている譲渡可能有価証券

額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資 産比	額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資 産比
<b>債券</b>				<b>イタリア</b>			
	<b>オーストラリア</b>				Berica ABS Srl '2012-2 A1'		
AUD 1,797,453	4.322% 3/6/2017	1,621,592	0.24	EUR 2,195,717	FRN		
	Apollo Trust '2009-1 A3'				30/11/2051	2,860,342	0.42
AUD 2,800,000	Crusade ABS Trust '2012-1 A'						
	12/7/2023	2,498,937	0.37				
	FMG Resources August 2006 Pty				<b>ルクセンブルグ</b>		
USD 1,630,000	Ltd '144A'			USD 580,000	ArcelorMittal 9.5%	638,725	0.09
	6% 1/4/2017*	1,666,675	0.24	EUR 945,000	ECAR '2013-1 B' 1.478%		
	FMG Resources August 2006 Pty						
USD 280,000	Ltd '144A'				18/11/2020	1,240,920	0.18
	7% 1/11/2015	289,100	0.04	EUR 668,661	E-CARAT SA '2012-1 A' FRN		
AUD 1,222,852	National RMBS Trust '2012-2				18/7/2020	888,719	0.13
	A1' FRN				Intelsat Jackson Holdings		
	20/6/2044	1,110,901	0.16	USD 610,000	SA 8.5%		
	SMHL Global Fund '2007-1 A2'						
EUR 276,036	FRN				1/11/2019	666,425	0.10
	12/6/2040	362,647	0.05		Pentair Finance SA 1.35%		
AUD 5,682,635	Torrens Trust FRN 12/4/2044	5,074,036	0.74	USD 406,000	1/12/2015	407,557	0.06
		12,623,888	1.84		Russian Agricultural Bank		
				USD 1,000,000	OJSC Via		
					RSHB Capital SA 7.125%		
					14/1/2014	1,020,102	0.15
						4,862,448	0.71
	<b>バージン諸島</b>						
	Sinopec Capital 2013 Ltd				<b>メキシコ</b>		
USD 3,000,000	'144A' 1.25%			MXN 8,750,000	Mexico Cetes 0% 3/10/2013		
	24/4/2016	2,972,463	0.43		(Zero Coupon)	6,551,279	0.96
	<b>カナダ</b>						
	Air Canada 2013-1 Class B						
USD 2,500,000	Pass Through			MXN 16,600,000	Mexico Cetes 0% 17/10/2013		
	Trust '144A' 5.375% 15/5/2021	2,412,500	0.35		(Zero Coupon)	12,410,382	1.81
USD 2,074,000	Methanex Corp 3.25%					18,961,661	2.77



USD 610,000	Ardagh Packaging Finance Plc '144A'			Plc '144A' 1.4%			
	7.375% 15/10/2017	654,988	0.10	5/6/2015	937,969	0.14	
EUR 1,109,599	Talisman-6 Finance Plc FRN			BAT International Finance USD 500,000 Plc '144A'			
	22/10/2016	1,369,127	0.20	2.125% 7/6/2017	506,018	0.07	
EUR 697,041	Titan Europe 2007-2 Ltd '2007-2X A1' FRN			GBP 868,043 First Flexible No 7 Plc FRN			
	23/4/2017	897,345	0.13	15/9/2033	1,303,233	0.19	
USD 987,000	XL Group Plc 5.25% 15/9/2014	1,031,191	0.15	GBP 1,110,000 Fosse Master Issuer Plc '2012-1X 2A3' FRN			
		3,952,651	0.58	18/10/2054	1,749,787	0.26	

## US Dollar Short Duration Bond Fund

投資明細書 2013年8月31日現在

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資 産比	額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資 産比
GBP 296,632	Gosforth Funding plc '2012-1 A' FRN	467,600	0.07	USD 2,494,041	Banc of America Commercial Mortgage Trust '2007-3 A1A' FRN		
	19/12/2047			10/6/2049		2,726,059	0.40
GBP 334,896	Silk Road Finance Number Three Plc			USD 42,425	Banc of America Commercial Mortgage		
	'2012-1 A' FRN 21/6/2055	524,505	0.08	Trust '2007-3 A2' FRN			
EUR 2,577,524	Taurus 2013 GMF1 Plc FRN 21/5/2024	3,436,585	0.50	10/6/2049		42,451	0.01
GBP 1,860,136	Titan Europe 2007-1 Nhp Ltd			USD 2,229,700	Banc of America Commercial Mortgage		
	'2007-1X A' FRN 20/1/2017	2,478,180	0.36	Trust '2007-1 A4' 5.451%			
GBP 1,995,000	Turbo Finance 2 plc '2012-1 B' 5.5%	3,214,161	0.47	15/1/2049		2,422,503	0.35
	20/2/2019			USD 116,352	Banc of America Mortgage Trust '2003-J 2A1' FRN		
GBP 647,579	Turbo Finance 3 Plc FRN 20/11/2019	1,002,238	0.15	25/11/2033		116,028	0.02
GBP 346,000	Unique Pub Finance Co Plc/The 5.659% 30/6/2027	512,745	0.07	USD 3,485,000	Bank of New York Mellon Corp/The FRN		
				1/8/2018		3,490,928	0.51
GBP 1,080,000	Unique Pub Finance Co Plc/The 7.395% 28/3/2024	1,592,169	0.23	USD 297,215	BCAP LLC Trust '2010-RR6 9A6' '144A' FRN		
				26/7/2037		291,406	0.04
GBP 334,000	Virgin Media Secured Finance Plc						



				Bear Stearns ALT-A Trust '2004-			
	7% 15/1/2018	542,624	0.08	USD 72,479 13 A1'			
	Vodafone Group Plc 0.9%						
USD 4,620,000	19/2/2016	4,604,796	0.67	FRN			
		28,498,321	4.16				
				25/11/2034		70,566	0.01
				Bear Stearns Asset Backed			
				USD 146,141 Securities I Trust			
				'2007-HE1 21A1' FRN			
				25/1/2037		144,676	0.02
				USD Bear Stearns Commercial			
	15/7/2015	2,062,220	0.30	1,224,924 Mortgage			
				Securities Trust '2007-PW17			
USD 68,000	AES Corp/VA 8% 15/10/2017	78,540	0.01	A1A' FRN			
	Aircraft Certificate Owner						
USD 346,169	Trust '2003-1A			11/6/2050		1,362,176	0.20
				USD Bear Stearns Commercial			
	D' '144A' 6.455% 20/9/2022	356,554	0.05	3,344,127 Mortgage			
				Securities Trust '2007-PW15			
USD 250,000	Airgas Inc 4.5% 15/9/2014	259,327	0.04	A1A' 5.317%			
USD 2,000,000	Alltel Corp 7% 15/3/2016	2,264,552	0.33	11/2/2044		3,678,879	0.54
	Ally Financial Inc 6.25%			Bear Stearns Commercial			
USD 340,000	1/12/2017	365,308	0.05	USD 473,589 Mortgage			
				Securities Trust '2007-PW17 A3'			
USD 5,860,000	American Express Credit Corp			5.736%			
	1.3% 29/7/2016	5,874,685	0.86	11/6/2050		491,767	0.07
	American International Group			USD			
USD 95,000	Inc			1,000,000 Bear Stearns Cos LLC/The 7.25%			
	4.875% 15/9/2016	103,690	0.02	1/2/2018		1,190,529	0.17
	American International Group			USD 81,875 BNC Mortgage Loan Trust			
USD 1,000,000	Inc 5.05%			'2006-2 A3' FRN			
	1/10/2015	1,080,927	0.16				
	AmeriCredit Automobile						
USD 1,680,000	Receivables Trust			25/11/2036		81,264	0.01
	'2013-2 B' 1.19% 8/5/2018	1,661,929	0.24	USD 235,781 BNC Mortgage Loan Trust			
	AmeriCredit Automobile						
USD 360,000	Receivables			'2007-3 A2' FRN 25/7/2037		230,153	0.03
	Trust '2012-4 B' 1.31%			USD 706,000 Boston Scientific Corp 6.25%			
	8/11/2017	358,861	0.05	15/11/2015		779,722	0.11
	AmeriCredit Automobile			USD			
USD 2,045,000	Receivables			1,000,000 Brinker International Inc 2.6%			
	Trust '2013-2 C' 1.79%			15/5/2018		980,762	0.14
	8/3/2019	1,998,822	0.29	USD 340,000 Cablevision Systems Corp 8.625%			
	AmeriCredit Automobile						
USD 1,400,000	Receivables			15/9/2017		386,750	0.06
	Trust '2013-4 D' 3.31%			Caesars Entertainment Operating			
	8/10/2019	1,396,937	0.20	USD 340,000 Co Inc			
	AmeriCredit Automobile			11.25% 1/6/2017		351,050	0.05
USD 1,520,000	Receivables			Calpine Corp '144A' 7.25%			
				USD 380,000 15/10/2017		398,050	0.06

				USD Capital One Financial Corp			
	Trust '2011-3 D' 4.04%			1,461,000	2.15%		
	10/7/2017	1,588,428	0.23	23/3/2015		1,484,417	0.22
	AmeriCredit Automobile			USD Capital One Financial Corp			
USD 1,065,000	Receivables			2,000,000	3.15%		
	Trust '2011-1 D' 4.26%			15/7/2016		2,083,456	0.30
	8/2/2017	1,111,162	0.16	USD 530,000	Case New Holland Inc 7.875%		
	AmeriCredit Automobile						
USD 1,400,000	Receivables			1/12/2017		612,150	0.09
	Trust '2010-2 D' 6.24%			USD 285,000	CenterPoint Energy Inc 6.85%		
	8/6/2016	1,470,190	0.21	1/6/2015		312,634	0.05
	Anadarko Petroleum Corp 5.95%			USD			
USD 700,000	15/9/2016	785,483	0.11	1,700,000	Charles Schwab Corp/The 2.2%		
	Arran Residential Mortgages						
USD 1,334,776	Funding Plc			25/7/2018		1,692,778	0.25
	'2011-1A A2C' '144A' FRN						
	19/11/2047	1,351,661	0.20	USD 660,000	Chesapeake Energy Corp 6.5%		
	Ashland Inc '144A' 3%						
USD 950,000	15/3/2016	966,625	0.14	15/8/2017		729,300	0.11
USD 4,030,000	AT&T Inc 0.9% 12/2/2016	4,004,639	0.59	USD 549,227	CHL Mortgage Pass-Through Trust		
USD 468,000	AutoZone Inc 5.75% 15/1/2015	498,920	0.07		'2005-HYB8 2A1' FRN		
	Avis Budget Car Rental LLC /						
USD 400,000	Avis			20/12/2035		456,001	0.07
	Budget Finance Inc 4.875%						
	15/11/2017	407,000	0.06	USD 620,000	CIT Group Inc 4.25% 15/8/2017	630,075	0.09

## US Dollar Short Duration Bond Fund

投資明細書 2013年8月31日現在

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資産比	額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資産比
USD 420,000	CIT Group Inc '144A' 4.75%			USD Coventry Health Care Inc '144A'			
	15/2/2015	434,700	0.06	2,500,000	6.125%		
				15/1/2015		2,672,886	0.39
				USD Credit Acceptance Auto Loan			
USD 363,000	CIT Group Inc '144A' 5.25%			1,360,000	Trust		
	1/4/2014	370,714	0.05		'2013-1A B' '144A' 1.83%		
				15/4/2021		1,343,375	0.20
				Credit Acceptance Auto Loan			
USD 1,000,000	Citigroup Inc 1.7% 25/7/2016	999,382	0.15	USD 750,000	Trust		
					'2011-1 A' '144A' 2.61%		
USD 1,070,000	Citigroup/Deutsche Bank			15/3/2019		756,501	0.11
	Commercial Mortgage Trust			USD Credit Suisse Commercial			
				5,132,797	Mortgage		

'2007-CD4 AMFX' FRN 11/12/2049	1,075,923	0.16	Trust Series '2006-C3 A3' FRN		
USD 65,790 Citigroup/Deutsche Bank			15/6/2038	5,609,708	0.82
Commercial Mortgage Trust			Credit Suisse Commercial		
'2007-CD4			USD 785,000 Mortgage		
A2B' 5.205%			Trust Series '2007-C4 A3' FRN		
11/12/2049	66,094	0.01	15/9/2039	797,028	0.12
			Credit Suisse Commercial		
USD 200,000 CMS Energy Corp 4.25% 30/9/2015	211,154	0.03	USD 450,879 Mortgage		
USD 285,000 CNH Capital LLC 3.875%			Trust Series '2007-C5 AAB' FRN		
1/11/2015	292,125	0.04	15/9/2040	484,452	0.07
			Credit Suisse Commercial		
USD 1,350,000 Comcast Cable Communications			USD 370,846 Mortgage		
LLC 8.875% 1/5/2017	1,681,630	0.25	Trust Series '2008-C1 A2' FRN		
Commercial Mortgage Pass			15/2/2041	373,379	0.05
USD 1,646,282 Through			USD		
Certificates '2012-CR2 XA' FRN			1,700,200 Credit Suisse Mortgage Capital		
15/8/2045	189,746	0.03	Certificates '2007-TF2A A3'		
Commercial Mortgage Pass			'144A' FRN		
USD 4,516,731 Through			15/4/2022	1,627,155	0.24
Certificates '2012-CR3 XA' FRN			Crown Castle Towers LLC '144A'		
15/11/2045	586,748	0.09	USD 500,000 3.214%		
USD Commercial Mortgage Pass			15/8/2015	512,009	0.07
13,030,455 Through			USD Crusade Global Trust '2005-2		
Certificates '2013-CR7 XA' FRN			1,476,827 A1' FRN		
10/3/2046	1,220,078	0.18	14/8/2037	1,466,459	0.21
Commercial Mortgage Pass			DBRR Trust '2011-C32 A3A'		
USD 2,890,000 Through			USD 800,000 '144A' FRN		
Certificates '2007-C9 A4' FRN			17/6/2049	890,016	0.13
10/12/2049	3,277,965	0.48	USD Del Coronado Trust '2013-HDC A'		
Commercial Mortgage Pass			1,115,000 '144A'		
USD 1,621,302 Through			FRN 15/3/2026	1,113,520	0.16
Certificates '2013-SFS A1'			USD		
'144A' 1.873%			2,135,000 Dell Inc 5.625% 15/4/2014	2,189,165	0.32
12/4/2035	1,555,001	0.23	USD 750,000 Delta Air Lines 2010-2 Class B		
Commercial Mortgage Pass			Pass Through Trust 6.75%		
USD 932,523 Through			23/11/2015	781,875	0.11
Certificates '2010-C1 A1'			USD		
'144A' 3.156%			3,600,000 DIRECTV Holdings LLC / DIRECTV		
10/7/2046	965,801	0.14	Financing Co Inc 2.4% 15/3/2017	3,580,409	0.52
Commercial Mortgage Trust			USD 700,000 DIRECTV Holdings LLC / DIRECTV		
USD 5,392,000 '2007-GG9 A4'			Financing Co Inc 3.5%		
5.444% 10/3/2039	5,927,089	0.87	1/3/2016	727,447	0.11
Commercial Mortgage Trust			USD 950,000 DISH DBS Corp 4.25% 1/4/2018	938,125	0.14
USD 2,170,000 '2007-GG9					

AM' 5.475% 10/3/2039	2,267,042	0.33	USD 640,000	DISH DBS Corp 4.625% 15/7/2017	651,200	0.10
Commercial Mortgage Trust						
USD 1,265,000 '2007-GG11			USD 514,000	DISH DBS Corp 7.75% 31/5/2015	560,260	0.08
A4' 5.736% 10/12/2049	1,411,598	0.21	USD 600,000	DR Horton Inc 4.75% 15/5/2017	618,750	0.09
				Enbridge Energy Partners LP		
USD 625,000 Computer Sciences Corp 2.5%			USD 700,000	5.875%		
15/9/2015	637,378	0.09		15/12/2016	788,262	0.12
Continental Airlines 1997-1			USD			
USD 625,072 Class A			4,500,000	Enterprise Fleet Financing LLC		
Pass Through Trust 7.461%				'2013-2 A2' '144A' 1.06%		
1/4/2015	628,197	0.09		20/3/2019	4,497,188	0.66
Continental Airlines 2000-1				Fannie Mae Pool '255316' 5%		
USD 909,168 Class B			USD 78,891	1/7/2019	84,129	0.01
Pass Through Trust 8.388%			USD 295,058	Fannie Mae Pool 'AD0454' 5%		
1/11/2020	947,808	0.14		1/11/2021	314,674	0.05
Continental Airlines 2010-1			USD 912,504	Fannie Mae Pool 'AE0812' 5%		
USD 945,504 Class B				1/7/2025	973,401	0.14
Pass Through Trust 6% 12/1/2019	969,141	0.14				
Continental Airlines 2012-3			USD 677,497	Fannie Mae Pool 'AR3933' 2.5%		
USD 2,000,000 Class C				1/3/2028	673,330	0.10
Pass Thru Certificates 6.125%			USD 677,693	Fannie Mae Pool 'AT1667' 2.5%		
29/4/2018	2,029,000	0.30		1/4/2028	673,526	0.10
USD 3,000,000 Cooper US Inc 6.1% 1/7/2017	3,404,172	0.50				
			USD			
USD 267,966 Countrywide Asset-Backed			6,988,926	Fannie Mae Pool 'AT2888' 2.5%		
Certificates '2005-17 1AF2' FRN				1/4/2028	6,945,935	1.01
				Fannie Mae REMICS '2008-29 CA'		
25/5/2036	275,135	0.04	USD 194,319	4.5%		
USD 19,804 Countrywide Asset-Backed				25/9/2035	204,760	0.03
				USD Fannie Mae-Aces '2013-M5 X2'		
Certificates '2007-12 2A1' FRN			6,175,484	FRN		
25/8/2047	19,799	0.00		25/1/2022	842,716	0.12
				Federal Express Corp 2012 Pass		
USD 628,453 Countrywide Asset-Backed			USD 356,810	Through		
Certificates '2007-7 2A2' FRN				Trust '144A' 2.625%		
25/10/2047	615,615	0.09		15/1/2018	359,720	0.05

## US Dollar Short Duration Bond Fund

投資明細書 2013年8月31日現在

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

額面金額 銘柄	評価額 (米ドル)	対純資 産比	額面金額 銘柄	評価額 (米ドル)	対純資 産比
USD			USD 612,712		
20,176,000 Federal Home Loan Mortgage			HomeBanc Mortgage Trust		
Corp 0.875% 14/10/2016	20,125,943	2.94	'2005-3 A1' FRN 25/7/2035	547,126	0.08

USD 4,480,000	Federal Home Loan Mortgage Corp 2.375% 13/1/2022	4,303,813	0.63	USD 850,000	Icahn Enterprises LP / Icahn Enterprises Finance Corp		
USD 4,001,666	FHLMC Multifamily Structured Pass Through Certificates FRN 25/5/2019	337,046	0.05	USD 4,650,000	8% 15/1/2018 ING US Inc 2.9% 15/2/2018	896,750	0.13 4,605,474 0.67
USD 775,000	Ford Credit Floorplan Master Owner Trust A '2012-4 C' 1.39% 15/9/2016	777,825	0.11	USD 1,492,000	Interpublic Group of Cos Inc/The 6.25% 15/11/2014	1,570,330	0.23
USD 340,000	Ford Credit Floorplan Master Owner Trust A '2011-2 C' 2.37% 15/9/2015	341,108	0.05	USD 1,635,000	Iowa Finance Authority 5% 1/12/2019	1,532,951	0.22
USD 345,000	Ford Credit Floorplan Master Owner Trust A '2011-2 D' 2.86% 15/9/2015	346,336	0.05	USD 1,625,000	Johnson Controls Inc 2.6% 1/12/2016	1,673,941	0.24
USD 5,732,000	Ford Motor Credit Co LLC 12% 15/5/2015	6,729,511	0.98	USD 700,000	Johnson Controls Inc 5.5% 15/1/2016	765,774	0.11
USD 600,062	Freddie Mac REMICS '3817 MA' 4.5% 15/10/2037	646,362	0.09	USD 23,264,287	JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust '2013-LC11 XA' FRN 15/4/2046	2,342,353	0.34
USD 840,164	Freddie Mac REMICS '3986 M' 4.5% 15/9/2041	902,153	0.13	USD 4,442,366	JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust '2007-CB18 A1A' FRN 12/6/2047	4,896,718	0.72
USD 818,044	Freddie Mac REMICS '3959 MA' 4.5% 15/11/2041	881,661	0.13	USD 393,731	JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust '2007-LD11 ASB' FRN 15/6/2049	423,261	0.06
USD 6,800,000	General Electric Capital Corp FRN 12/7/2016	6,816,385	1.00	USD 1,639,300	JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust '2007-CB20 AJ' FRN 12/2/2051	1,657,259	0.24
USD 917,000	General Motors Financial Co Inc '144A' 2.75% 15/5/2016	916,427	0.13	USD 4,114,525	JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust '2007-LD12 A1A' FRN 15/2/2051	4,633,149	0.68
USD 250,000	General Motors Financial Co Inc '144A' 3.25% 15/5/2018	240,625	0.04	USD 5,404,873	JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust '2010-C1 A1' '144A' 3.853% 15/6/2043	5,629,638	0.82
USD 1,150,000	GMAC Commercial Mortgage Securities Inc Series 2004-C2 Trust '2004-C2 A4' FRN 10/8/2038	1,182,335	0.17	USD 1,275,000	JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust '2004-LN2 A2' 5.115% 15/7/2041	1,306,182	0.19
USD 3,708,000	Goldman Sachs Group Inc/The 3.625% 7/2/2016*	3,882,999	0.57	USD 3,665,000	JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust '2006-LDP9 A3' 5.336% 15/5/2047	4,022,647	0.59
USD 5,250,000	Goldman Sachs Group Inc/The 5.75% 1/10/2016	5,842,253	0.85	USD 4,620,000	JP Morgan Chase Commercial		
USD 136,081	Government National Mortgage Association '2006-3 B' FRN 16/1/2037	140,181	0.02				

USD 77,058	Government National Mortgage Association '2006-6 C' FRN			Mortgage Securities Trust '2007-CB18 A4' 5.44%			
	16/2/2044	79,174	0.01	12/6/2047	5,074,499	0.74	
USD							
14,779,297	Government National Mortgage Association '2012-120 I0' FRN			USD 10,000,000 JPMorgan Chase & Co 1.1%			
	16/2/2053	1,099,787	0.16	15/10/2015	9,998,750	1.46	
USD 350,000	HCA Inc 6.5% 15/2/2016	380,406	0.06	USD 976,000 JPMorgan Chase & Co 3.45%			
USD 286,000	HCA Inc 7.25% 15/9/2020	311,740	0.05	1/3/2016	1,024,292	0.15	
	Hewlett-Packard Co 2.2%			USD 340,000 Kratos Defense & Security Solutions Inc 10% 1/6/2017			
USD 1,075,000	1/12/2015	1,093,763	0.16		368,900	0.05	
USD 370,000	Hewlett-Packard Co 2.625%			USD 660,000 Lanark Master Issuer Plc			
	9/12/2014	377,643	0.06	'2012-2A 1A' '144A'			
	HLSS Servicer Advance						
USD 1,300,000	Receivables			FRN 22/12/2054	672,125	0.10	
	Backed Notes '2013-T1 A2' '144A'			USD 2,199,402 LB Commercial Mortgage Trust			
	1.495% 16/1/2046	1,290,806	0.19	'2007-C3 A1A' FRN			
	HLSS Servicer Advance						
USD 2,520,000	Receivables			15/7/2044	2,461,650	0.36	
	Backed Notes '2013-T3 A3' '144A'			USD 2,000,000 LB-UBS Commercial Mortgage			
	1.793% 15/5/2046	2,456,163	0.36	Trust '2006-C4 A4' FRN			
USD 591,480	Holmes Master Issuer Plc			15/6/2038	2,205,772	0.32	
	'2011-3X A2' FRN			USD 2,335,000 LB-UBS Commercial Mortgage			
	15/10/2054	598,706	0.09	Trust '2007-C1 A4' 5.424%			
USD 510,000	Holmes Master Issuer Plc			15/2/2040	2,572,578	0.38	
	'2012-1X A2' FRN			USD 3,255,360 Leek Finance Number Eighteen			
	15/10/2054	517,483	0.08	Plc FRN 21/9/2038	3,306,231	0.48	

## US Dollar Short Duration Bond Fund

投資明細書 2013年8月31日現在

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資産比	額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資産比
USD 640,000	Lennar Corp 4.75% 15/12/2017	652,800	0.10	USD 370,000	Peabody Energy Corp 7.375%		
USD 770,000	Leucadia National Corp 8.125%			1/11/2016		415,325	0.06
	15/9/2015	862,400	0.13	Pennsylvania Economic			
USD 650,000	Lexmark International Inc 5.125%			USD 1,060,000	Development		
	15/3/2020*	666,194	0.10	Financing Authority 3.375%			
USD 900,000	Lincoln National Corp 4.3%			1/12/2040		1,078,513	0.16
				Penske Truck Leasing Co Lp /			
				USD 1,300,000	PTL		

	15/6/2015	951,190	0.14	Finance Corp '144A' 2.5%			
	Lorillard Tobacco Co 3.5%						
USD 1,214,000	4/8/2016	1,267,377	0.19	15/3/2016		1,316,222	0.19
USD 3,500,000	MassMutual Global Funding II			USD 2,750,000	Petrohawk Energy Corp 6.25%		
	'144A' 2.1% 2/8/2018	3,467,302	0.51	1/6/2019		3,028,438	0.44
USD 326	Mastr Asset Backed Securities			USD 1,286,000	Petrohawk Energy Corp 7.25%		
	Trust '2007-HE1 A1' FRN			15/8/2018		1,409,778	0.21
	25/5/2037	326	0.00	USD 512,000	Petrohawk Energy Corp 7.875%		
GBP 1,760,000	MBNA Credit Card Master Note			1/6/2015		522,295	0.08
	Trust FRN 18/9/2013	2,733,408	0.40	USD 648,000	Petrohawk Energy Corp 10.5%		
USD 1,346,010	Medallion Trust Series '2006-1G A1'			1/8/2014		674,827	0.10
	FRN 14/6/2037	1,337,342	0.20	USD 1,750,000	Prestige Auto Rec 1.74%		
USD 845,603	Medallion Trust Series '2007-1G A1'			15/5/2019		1,718,564	0.25
	FRN 27/2/2039	843,978	0.12	USD 1,349,118	Progress Trust '2007-1GA 1A'		
USD 501,751	Merrill Lynch Mortgage Trust			'144A' FRN 19/8/2038		1,339,589	0.20
	'2003-KEY1 A4' FRN 12/11/2035	501,932	0.07	USD 4,390,000	ProLogis LP 5.625% 15/11/2016	4,847,054	0.71
USD 1,339,000	Morgan Stanley 4.75%			USD 3,031,000	Prudential Financial Inc FRN		
USD 7,312,316	Morgan Stanley Bank of America			15/8/2018		3,043,442	0.44
	Merrill Lynch Trust '2012-C5 XA'	1,438,262	0.21	USD 3,500,000	Prudential Financial Inc 6%		
	'144A' FRN 15/8/2045	728,073	0.11	1/12/2017		4,035,351	0.59
USD	Morgan Stanley Bank of America			USD 5,637,951	PUMA FINANCE PTY Ltd '144A'		
21,315,969	Merrill Lynch Trust '2013-C7 XA'			FRN 21/2/2038		5,589,572	0.82
	FRN 15/2/2046	2,207,205	0.32	USD 100,000	Qwest Communications		
USD 2,300,000	Morgan Stanley Capital I Trust			International Inc 7.125%			
	'2006-IQ12 A4' 5.332%			1/4/2018		104,063	0.02
	15/12/2043	2,523,611	0.37	USD 534,777	RAMP Series 2003-RZ3 Trust		
USD 2,980,000	Morgan Stanley Capital I Trust			(Step-up coupon) '2003-RZ3 A6'			
	'2007-IQ13 AM' 5.406%			3.9% 25/3/2033		534,252	0.08
	15/3/2044	3,171,638	0.46	USD 4,000,000	Regions Financial Corp 2%		
USD 1,133,031	Morgan Stanley Reremic Trust			15/5/2018		3,832,314	0.56
	'2012-IO AXB1' '144A' 1%			Residential Asset			
	27/3/2051	1,123,117	0.16	USD 65,244	Securitization		
USD 665,000	Morgan Stanley Re-REMIC Trust			Trust '2005-A5 A12' FRN			
	'2009-GG10 A4A' '144A' FRN			25/5/2035		64,056	0.01
	12/8/2045	736,325	0.11	USD 1,000,000	Reynolds American Inc 6.75%		
USD 665,000	Morgan Stanley Re-REMIC Trust			15/6/2017		1,153,448	0.17
	'2010-GG10 A4A' '144A' FRN			USD 263,000	Rock Tenn Co 3.5% 1/3/2020	256,170	0.04
	15/8/2045	736,325	0.11	USD 110,000	Sabine Pass LNG LP 7.5%		
				30/11/2016		121,550	0.02
				USD 306,554	Santander Consumer Acquired		

USD 額	銘柄	額面金額	対純資産比	USD 額	銘柄	額面金額	対純資産比
USD 283,167	Morgan Stanley Re-REMIC Trust '2011-IO A' '144A' 2.5%	283,591	0.04		Receivables Trust '2011-S1A C'		
	23/3/2051				'144A' 2.01% 15/8/2016	307,558	0.04
USD 649,294	Motel 6 Trust '2012-MTL6 A1' '144A' 1.5% 5/10/2025	638,992	0.09	USD 5,000,000	Santander Drive Auto Receivables		
USD 2,945,000	Motel 6 Trust '2012-MTL6 A2' '144A' 1.948% 5/10/2025	2,882,286	0.42		Trust '2013-A A2' '144A' 0.8%		
USD 3,000,000	Mylan Inc/PA '144A' 6% 15/11/2018	3,231,216	0.47	USD 1,065,000	17/10/2016	4,995,313	0.73
USD 1,448,496	National RMBS Trust '2006-3 A1' '144A' FRN 20/10/2037	1,441,968	0.21		Santander Drive Auto Receivables		
USD 465,445	Northwest Airlines 2002-1 Class G-2 Pass Through Trust 6.264% 20/11/2021	485,925	0.07	USD 1,325,000	Trust '2013-1 C' 1.76%	1,034,581	0.15
USD 4,000,000	Novus USA Trust 2013-1 '144A' FRN 28/2/2014	3,994,000	0.58		15/1/2019		
USD 5,000,000	Omnicom Group Inc 5.9% 15/4/2016	5,577,928	0.81	USD 1,325,000	Santander Drive Auto Receivables		
USD 3,300,000	ONEOK Partners LP 2% 1/10/2017	3,238,679	0.47		Trust '2012-AA C' '144A' 1.78%		
USD 91,426	Opteum Mortgage Acceptance Corp Trust '2005-4 1A1B' FRN 25/11/2035	91,089	0.01		15/11/2018	1,291,122	0.19
USD 3,750,000	Oracle Corp 2.375% 15/1/2019	3,741,120	0.55	USD 295,000	Santander Drive Auto Receivables		
					Trust '2012-6 C' 1.94%	290,015	0.04
				USD 95,837	Santander Drive Auto Receivables		
					Trust '2011-S2A B' '144A' 2.06%		
					15/6/2017	95,837	0.01
				USD 240,000	Santander Drive Auto Receivables		
					Trust '2012-5 C' 2.7%		
					15/8/2018	240,701	0.04
				USD 98,439	Santander Drive Auto Receivables		
					Trust '2011-S2A C' '144A' 2.86%		
					15/6/2017	99,124	0.01

## US Dollar Short Duration Bond Fund

投資明細書 2013年8月31日現在

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資産比	額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)	対純資産比
USD 3,000,000	Santander Drive Auto Receivables			USD 399,919	UAL 2009-1 Pass Through Trust		
	Trust '2012-4 C' 2.94%				10.4% 1/11/2016	448,430	0.07
	15/12/2017	3,052,797	0.45	USD 461,212	UAL 2009-2A Pass Through Trust		



USD 2,950,000	Santander Drive Auto Receivables			9.75%	15/1/2017		524,629	0.08
						United Airlines Inc '144A'		
	Trust '2013-A C' '144A' 3.12%		USD 360,000	6.75%				
	15/10/2019	2,946,313	0.43		15/9/2015		373,950	0.05
USD 76,077	Santander Drive Auto Receivables					United Rentals North America Inc		
	Trust '2011-S2A D' '144A' 3.35%			5.75%	15/7/2018		299,600	0.04
	15/6/2017	76,418	0.01	USD 34,943,000	United States Treasury Note/Bond			
USD 2,605,000	Santander Drive Auto Receivables			0.5%	15/6/2016*		34,750,541	5.08
	Trust '2013-A D' '144A' 3.78%		USD 23,660,000			United States Treasury Note/Bond		
	15/10/2019	2,601,744	0.38		0.625%	15/7/2016*	23,581,441	3.44
USD 3,000,000	Santander Drive Auto Receivables					United States Treasury Note/Bond		
	Trust '2013-4 D' 3.92%			0.625%	15/8/2016*		23,889,847	3.49
	15/1/2020	3,001,875	0.44	USD 10,880,000	United States Treasury Note/Bond			
USD 440,000	Santander Holdings USA Inc/PA 3%			1.375%	31/7/2018*		10,768,225	1.57
	24/9/2015	452,532	0.07	USD 2,005,966	US Airways 2011-1 Class C			
USD 380,000	SBA Tower Trust '144A' 4.254%					Pass Through Trust 10.875%		
	15/4/2015	387,572	0.06		22/10/2014		2,116,295	0.31
USD 1,305,000	SLM Corp 5% 1/10/2013	1,309,894	0.19	USD 542,588	US Airways 2012-1 Class C			
USD 649,013	SLM Private Credit Student Loan					Pass Through Trust 9.125%		
	Trust '2004-B A2' FRN				1/10/2015		564,292	0.08
	15/6/2021	638,771	0.09	USD 179,000	Valeant Pharmaceuticals			
USD 451,982	SLM Private Credit Student Loan					International '144A'		
	Trust '2003-B A2' FRN			6.5%	15/7/2016		185,713	0.03
	15/3/2022	441,184	0.06	USD 101,000	Valeant Pharmaceuticals			
USD 102,456	SLM Private Education Loan Trust					International '144A'		
	'2010-C A1' '144A' FRN			6.75%	1/10/2017		107,818	0.02
	15/12/2017	102,584	0.02	USD 990,373	Wachovia Bank Commercial			
USD 3,689,547	SLM Private Education Loan Trust					Mortgage Trust Series '2006-C23 A4' FRN		
	'2011-C A1' '144A' FRN				15/1/2045		1,060,788	0.15
USD 3,405,000	SLM Private Education Loan Trust					USD 1,135,000 Wachovia Bank Commercial		
	'2011-B A2' '144A' 3.74%					Mortgage Trust Series '2007-C33 AM' FRN		
	15/2/2029	3,541,585	0.52					
USD 1,910,000	SLM Private Education Loan Trust				15/2/2051		1,232,193	0.18
	'2011-C A2B' '144A' 4.54%			USD 3,270,000	Wachovia Bank Commercial			

	17/10/2044	2,067,332	0.30		Mortgage Trust Series		
	SLM Student Loan Trust '2013-4						
USD 3,500,000	A'				'2007-C34 A3' 5.678%		
	FRN 25/6/2027	3,504,218	0.51		15/5/2046	3,649,194	0.53
					WellPoint Inc 2.375%		
USD 338,498	Soundview Home Loan Trust			USD 700,000	15/2/2017	706,088	0.10
					Wells Fargo		
	'2003-2 A2' FRN 25/11/2033	338,646	0.05	USD 538,788	Resecuritization Trust		
USD 340,000	Southeast Supply Header LLC				'2012-10 A' '144A' 1.75%		
	'144A' 4.85% 15/8/2014	351,924	0.05		20/8/2021	539,111	0.08
USD 610,000	Sprint Communications Inc			USD 1,500,000	Western Union Co/The 2.375%		
	'144A' 9% 15/11/2018	712,175	0.10		10/12/2015	1,526,907	0.22
USD 540,000	Standard Pacific Corp 10.75%			USD 2,795,652	WFRBS Commercial Mortgage		
					Trust '2012-C8 XA' '144A'		
	15/9/2016	642,600	0.09		FRN		
USD 170,000	State of California 3.95%				15/8/2045	341,952	0.05
	1/11/2015	180,832	0.03	USD 8,754,103	WF-RBS Commercial Mortgage		
					Trust '2012-C9 XA' '144A'		
USD 1,079,878	STRIPs 2012-1 Ltd '2012-1A A'				FRN		
	'144A' 1.5% 25/12/2044	1,052,881	0.15		15/11/2045	1,132,321	0.17
USD 1,200,000	TCM Sub LLC '144A' 3.55%			USD 33,910,000	WF-RBS Commercial Mortgage		
	15/1/2015	1,238,091	0.18		Trust '2013-C15 XA' FRN		
USD 523,000	Tennessee Gas Pipeline Co LLC				15/8/2046	1,501,874	0.22
					World Financial Network		
	7.5% 1/4/2017	619,074	0.09	USD 660,000	Credit		
	Thermo Fisher Scientific Inc				Card Master Trust '2012-D		
USD 4,447,000	2.25%				B'		
	15/8/2016	4,511,635	0.66		3.34% 17/4/2023	625,726	0.09
	Toll Brothers Finance Corp				Zoetis Inc '144A' 1.15%		
USD 510,000	8.91%			USD 1,000,000	1/2/2016	1,001,043	0.15
	15/10/2017	601,800	0.09			506,172,960	73.94
	Trans-Allegheny Interstate						
USD 1,894,000	Line Co				債券合計	612,142,063	89.42
	'144A' 4% 15/1/2015	1,958,811	0.29				

## US Dollar Short Duration Bond Fund

投資明細書 2013年8月31日現在

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券

額面金額 銘柄	評価額 (米ドル)	対純資 産比
事後通告証券		

非上場有価証券

額面金額 銘柄	評価額 (米ドル)	対純資 産比
債券		

アメリカ合衆国			アメリカ合衆国		
USD					
21,150,000	Fannie Mae Pool '2.5 9/13'		USD 2,476	Lehman Clawback Claims 0%	
	2.5% TBA	20,977,329	3.06	31/12/2049 (Zero Coupon)	1,077 0.00
	USD Fannie Mae Pool '3 9/13' 3%				
36,850,000	TBA	37,696,397	5.51	債券合計	1,077 0.00
USD					
29,100,000	Fannie Mae Pool '3.5 9/13'			その他の譲渡可能有価証券合計	1,077 0.00
	3.5% TBA	30,418,594	4.44	投資有価証券合計	701,235,460 102.43
		89,092,320	13.01		
事後通告証券合計		89,092,320	13.01	その他純負債	(16,627,375) (2.43)
				純資産合計(米ドル)	684,608,085 100.00
公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券合計		701,234,383	102.43		

\* 貸付有価証券。詳細は注記11を参照してください。

## スワップ契約残高 2013年8月31日現在

想定元本	摘要	未実現評価益 (評価損) 米ドル	想定元本	摘要	未実現評価益 (評価損) 米ドル
USD 5,700,000	Interest Rate Swaps (Credit Suisse) (Fund receives Floating USD LIBOR 3 Month; and pays Fixed 0.43%) (3/8/2014)	(5,213)	USD 7,100,000	Interest Rate Swaps (Citibank) (Fund receives Fixed 0.88%; and pays Floating USD LIBOR 3 Month) (11/4/2018)	(236,909)
USD 5,700,000	Interest Rate Swaps (Deutsche Bank) (Fund receives Floating USD LIBOR 3 Month; and pays Fixed 0.43499%) (3/8/2014)	(5,477)	USD 17,500,000	Interest Rate Swaps (JP Morgan) (Fund receives Floating USD LIBOR 3 Month; and pays Fixed 1.5225%) (24/6/2018)	147,761
USD 15,600,000	Interest Rate Swaps (Deutsche Bank) (Fund receives Floating USD LIBOR 3 Month; and pays Fixed 0.388%) (11/10/2014)	(4,999)	USD 3,000,000	Credit Default Swaps (Barclays) (Fund receives default protection on State of Israel 5.125% 26/3/2019; and pays Fixed 1%) (20/9/2018)	17,701
USD 45,000,000	Interest Rate Swaps (Bank of America) (Fund receives Floating USD LIBOR 3 Month; and pays Fixed 0.4975%) (5/8/2015)	32,618	USD 10,000,000	Credit Default Swaps (Barclays) (Fund receives default protection on State of Israel 5.125% 26/3/2019; and pays Fixed 1%) (20/9/2018)	30,233

USD 20,250,000	Interest Rate Swaps (Credit Suisse) (Fund receives Floating USD LIBOR 3 Month; and pays Fixed 0.83625%) (16/8/2016)	54,176	Interest Rate Swaps (Deutsche Bank) (Fund receives Floating USD LIBOR 3 Month; and pays Fixed 2.47%) (13/1/2022)	66,467
USD 615,000	Credit Default Swaps (Barclays) (Fund receives default protection on CA Inc 5.375% 1/12/2019; and pays Fixed 1%) (20/3/2018)	(19,734)	Interest Rate Swaps (JP Morgan) (Fund receives Floating USD LIBOR 3 Month; and pays Fixed 2.32%) (4/6/2023)	329,770
USD 2,000,000	Credit Default Swaps (Bank of America) (Fund receives default protection on Quest Diagnostics Inc 6.95% 1/7/2037; and pays Fixed 1%) (20/3/2018)	(44,871)	(米ドル表示による契約額: 141,801,698米ドル)	361,523

注: これらの取引の時価合計600,605米ドルが、資産負債計算書に含まれています  
(注記2cを参照)。

## US Dollar Short Duration Bond Fund

為替予約未決済残高 2013年8月31日現在

購入	売却	満期日	未実現 評価益 (評価損)	未実現 評価益 (評価損) 米ドル 相当額
			米ドル	
NOK				
31,090,000	SEK 34,392,281	19/9/2013	(111,406)	(111,406)
SEK				
33,937,588	NOK 31,090,000	19/9/2013	42,839	42,839
USD 3,500,000	CHF 3,265,045	19/9/2013	(5,986)	(5,986)
CAD 5,508,937	NZD 6,660,000	20/9/2013	71,650	71,650
NZD 6,660,000	CAD 5,457,336	20/9/2013	(22,678)	(22,678)
AUD 3,940,000	NZD 4,498,298	23/9/2013	26,936	26,936
CAD 1,818,128	USD 1,750,000	23/9/2013	(24,645)	(24,645)
CHF 1,624,936	USD 1,750,000	23/9/2013	(5,104)	(5,104)
NZD 4,506,296	AUD 3,940,000	23/9/2013	(20,745)	(20,745)
USD 1,750,000	CAD 1,803,268	23/9/2013	38,745	38,745

上場先物契約未決済残高 2013年8月31日現在

契約数	契約 / 摘要	満期日	原契約額 米ドル
866	US Treasury 2 Year Note (CBT)	December 2013	190,303,500
1	90 Day Euro \$ Future	December 2013	999,250
(376)	US Treasury 10 Year Note (CBT)	December 2013	46,729,750
(821)	US Treasury 5 Year Note (CBT)	December 2013	98,257,023
1	90 Day Euro \$ Future	March 2014	999,100
1	90 Day Euro \$ Future	December 2014	998,262
1	90 Day Euro \$ Future	March 2015	997,838
(290)	90 Day Euro \$ Future	September 2015	289,028,500
290	90 Day Euro \$ Future	September 2017	287,560,375
原契約額合計			915,873,598

USD 1,750,000	CHF 1,610,376	23/9/2013	20,739	20,739
AUD 3,800,000	CAD 3,586,820	24/9/2013	(19,570)	(19,570)
AUD 5,800,000	NZD 6,606,032	24/9/2013	51,920	51,920
CAD 3,594,040	AUD 3,800,000	24/9/2013	26,422	26,422
CHF 1,646,208	USD 1,800,000	24/9/2013	(32,249)	(32,249)
EUR 2,700,000	CHF 3,328,025	24/9/2013	(5,851)	(5,851)
GBP 1,100,000	USD 1,708,267	24/9/2013	(6,070)	(6,070)
NOK				
10,400,000	SEK 11,451,710	24/9/2013	(29,402)	(29,402)
NZD 6,614,111	AUD 5,800,000	24/9/2013	(45,666)	(45,666)
SEK				
11,242,920	NOK 10,400,000	24/9/2013	(2,080)	(2,080)
USD 3,500,000	CHF 3,231,064	24/9/2013	30,379	30,379
USD 1,714,082	GBP 1,100,000	24/9/2013	11,885	11,885
CAD 1,803,311	USD 1,710,000	25/9/2013	1,215	1,215
EUR 1,320,000	CHF 1,625,818	25/9/2013	(1,561)	(1,561)
USD 1,710,000	CAD 1,769,665	25/9/2013	30,713	30,713
USD				
15,321,789	EUR 11,403,000	25/9/2013	253,358	253,358
USD 6,629,380	MXN 86,646,000	3/10/2013	138,620	138,620
USD	MXN			
13,191,875	163,000,000	17/10/2013	997,455	997,455
GBP 1,100,000	USD 1,707,681	22/10/2013	(5,863)	(5,863)
NZD 2,182,948	AUD 1,900,000	22/10/2013	(2,546)	(2,546)
USD				
10,687,453	AUD 11,732,000	22/10/2013	259,320	259,320
USD				
21,930,248	GBP 14,507,000	22/10/2013	(513,640)	(513,640)
NZD 2,218,536	AUD 1,960,000	31/10/2013	(28,425)	(28,425)
未実現評価益			1,118,709	1,118,709

ユーロヘッジ付の投資証券ク  
ラス

		ユーロ		
EUR 596,230	USD 797,532	13/9/2013	(7,323)	(9,676)
未実現純評価損			(7,323)	(9,676)

注：これらの取引に起因する未実現純評価損181,157米ドルは、資産負債計算書に含まれています（注記2cを参照）。

## スワップション契約残高 2013年8月31日現在

## 想定元本 摘要

未実現評価益  
(評価損) Value  
米ドル 米ドル

USD Fund purchases a put option				
6,100,000 (expiring				
31/5/2016) to enter into an				
Interest				
Rate Swap (JP Morgan Chase				
Bank). If exercised Fund				
receives				
Floating US\$ Libor 3-month-				
BBA				
quarterly from 2/9/2016;				
and pays				
3.32% Fixed semi-annually				
from				
2/12/2016			194,519	560,083
USD Fund purchases a call				
6,100,000 option (expiring				
31/5/2016) to enter into an				
Interest				
Rate Swap (JP Morgan Chase				
Bank). If exercised Fund				
receives				
3.32% Fixed semi-annually				
from				
2/12/2016; and pays				
Floating US\$				
Libor 3-month-BBA quarterly				
from				
2/9/2016			(145,390)	178,224

(米ドル表示による契約額：6,100,000米ド  
ル)

49,129 738,307

---

未実現純評価益合計	
（米ドル表示による契約額：205,380,680米ドル）	1,109,033

---

注：スワップションは、資産負債計算書に含まれています（注記2cを参照してください）。

注：これらの取引に起因する未実現純評価益は、資産負債計算書に含まれています

（注記2cを参照）。

これらの為替予約未決済残高の取引相手は、パークレイズ、BNPパリバ、BNYメロン、クレディ・スイス、ドイチェ・バンク、JPモルガンおよびUBSです。

## 財務諸表に対する注記

## 1. 組織

ブラックロック・グローバル・ファンド（以下「当社」）は、ルクセンブルグ大公国の法の下でオープンエンド型変動資本投資会社（société d'investissement à capital variable）として設立された株式会社（société anonyme）です。当社はルクセンブルグ金融監督委員会（以下「CSSF」）から、2010年12月17日の法律の第1部の改正後の規定に従った譲渡可能有価証券に対する集団投資事業（以下「UCITS」）の認可を受けています。

2013年8月31日現在、当社は71のファンド（以下、「ファンド」）の投資証券を発行しています。各ファンドはそれぞれ分離された資産のプールであり、各ファンドについて独立した投資証券で表象されます。投資証券はアペンディックスIに詳細が記載されているクラス投資証券に分けられています。

各クラスの投資証券は当社に対して均等の権利を有していますが、特徴および手数料体系はそれぞれ異なっています。これについての詳細は、当社の目論見書に記述されています。

### India Fund

ブラックロック・グローバル・ファンドのIndia Fundは、その投資目的および方針に従い、その純資産のほぼすべてを、当社の完全所有子会社であるブラックロック・インディア・エクイティーズ・ファンド（モーリシャス）リミテッド（以下「当子会社」）を通じて、インドの有価証券に投資しています。

当子会社の資産および負債ならびに収益および費用はすべて、当社の資産負債計算書および運用計算書において連結されています。当子会社が保有するすべての投資は当社の財務諸表において開示されています。当子会社は、2004年9月1日にモーリシャス法に基づいて設立されました。

現在、当子会社はインド・モーリシャス間の二重課税防止条約による免税の恩恵を受けています。当子会社はインドの市場で取引される有価証券に投資しており、モーリシャスとインドの間の二重課税防止条約の下での恩恵を受けるものと見込んでいます。当該条約下での恩恵を受けるためには、当子会社は年次で特定のテストと条件を満たさなければならず、これには税務上のモーリシャスの居住者としての確立および関連した要件が含まれます。当子会社はモーリシャス歳入当局より税務上の居住者証明を受けており、インドにおいては支店も恒久施設も有していないため、当子会社は有価証券の売却について、インドにおけるキャピタル・ゲイン課税の適用は受けません。2012年インド金融法により最近施行された法令変更および2015年4月1日から発効する一般的租税回避防止規定（以下「GAAR」）の結果、当子会社のモーリシャスとインドの間の条約を活用する能力が悪影響を受ける場合があり、そのため、当子会社のインドの有価証券から実現したキャピタル・ゲインおよび配当金が課税対象になる可能性があります。しかし、GAARに関する最終的な指針が入手可能になるまでは、新法令による当子会社への影響があるとしても、現時点ではその影響度を決定することは不可能です。2013年8月31日現在、この件に関する引当は行われていません。

## ファンドの設定および清算

2012年10月31日付で、米ドル建てのAsian Growth Leaders Fundが設定されました。

2012年12月20日付で、European Enhanced Equity Yield Fundが清算されました。

2013年2月18日付で、米ドル建てのEmerging Markets Corporate Bond FundおよびEmerging Markets Investment Grade Bond Fundが設定されました。

2013年2月25日付で、米ドル建てのWorld Real Estate Securities Fundが設定されました。

### 2013年8月31日終了年度に生じた重要な事象

2013年2月15日に新たな目論見書が発行されました。

2013年2月20日、Bruno Rovelli氏が当社取締役役に選任されました。

2013年3月21日付で、Local Emerging Markets Short Duration Bond FundはEmerging Markets Local Currency Bond Fundに、World Resources Equity Income FundはNatural Resources Growth & Income Fundに、それぞれ名称変更しました。

## 投資証券クラスの設定

当年度中に設定された投資証券クラスは、アペンディックスIに開示されています。

## 2. 重要な会計方針の要約

本財務諸表は、ルクセンブルグ投資会社のためにルクセンブルグ当局が制定した財務諸表の作成に関連する法律および規制上の要件に従って作成され、以下の重要な会計方針が反映されています。

### (a) 投資およびその他の資産の評価

当社の投資およびその他の資産は以下のとおり評価されています。

公認の証券取引所に上場されている、またはその他の規制対象市場で取引されている譲渡可能有価証券は、評価日時点で最新の入手可能な実勢価格に基づいて評価されます。このような有価証券またはその他の資産が複数の証券取引所または規制対象市場で値付けまたは取引が行われている場合、当社の取締役会（以下「取締役会」）は評価の目的のために、自らの裁量でこのような証券取引所または規制対象市場から1つを選択することができます。例えば、あるファンドの純資産価額の計算時に現物市場が取引を停止している場合、または政府が海外投資に対して国税または取引税を課すことを選択した場合には、有価証券の評価額に差異が生じることになります。

## 財務諸表に対する注記

この結果、取締役会は、こうした投資の公正価値を測定するために公正価値技法を使用しました。このような有価証券およびデリバティブは、実現する可能性が高いと有資格者（取締役会）が判定した価値で評価されるものとしています。この公正価値決定プロセスには不確実性が内在するため、こうした測定値は、当該有価証券に容易に入手可能な市場価値が存在する場合の測定値、および最終的に回収される価値と比べ、大きく異なる場合があります。

非上場の有価証券、いずれの証券取引所もしくは規制対象市場でも売買もしくは取引されていない有価証券（クローズドエンド型ファンドの有価証券を含む）、評価価格が入手不可能なその他の市場における相場もしくは非上場の有価証券、または取締役会が相場価格は公正な市場価格を表していないと判断した有価証券に関しては、その評価額は取締役会が慎重かつ誠実に、売却または取得の際に見込まれる価格に基づいて決定するものとしします。

証券貸付：有価証券は貸付代理人の指示により第三者ブローカーに引き渡されますが、当該資産は引き続きファンドのポートフォリオの一部として評価されます。

流動性の高い資産およびマネーマーケット商品は、額面金額に経過利息を加えた金額または償却原価に基づいて評価されます。

現金、マネーマーケット預金、要求払手形およびその他の債務は、額面金額で評価されますが、当該額面金額の実現可能性が低いと判明した場合はその限りではありません。

特に未収利息および未収配当金などの資産、売却投資未収金、販売投資証券未収金ならびにリストラクチャリング費用は、額面金額で評価されますが、当該額面金額の実現可能性が低いと判明した場合はその限りではありません。

特に未払費用、未払収益分配金、購入投資未払金、投資証券買戻し未払金を含む負債は、額面金額で評価されます。

事後通告証券（TBA）は、政府系機関が発行するモーゲージ担保証券に関連しています。これらの機関は通常、住宅ローンをプールし、その組成されたプールの持分を売却します。TBAは、利率が満期日のいずれかがまだ決定されていない状態で将来の決済のために売買されるこれらの機関の将来のプールに関連しています。TBAは投資明細書において、独立した項目として開示されています。

ファンドは、通常、有価証券を取得する目的でTBA証券の購入契約を締結しますが、処分することが適切とみなされる場合には、決済前に当該契約を処分することもあります。TBAの売却による手取金は、契約上の決済日までは受領しません。TBAの売却契約の未履行残高がある期間中は、相応の受渡し可能有価証券または相殺するTBA購入契約（売却契約日またはその前の受渡し）を当該取引をカバーするために保有します。

TBA売却契約が相殺する購入契約の取得によりカバーされた場合、ファンドは、裏付けとなる有価証券の未実現損益とは無関係に、当該契約に係る実現損益を計上します。ファンドが契約に基づき有価証券の受渡しを行った場合は、当該契約が締結された日に設定された単価に基づいて有価証券の実現売却損益が計上されます。

ファンドは2013年8月31日現在で、未履行のTBAを保有していましたが、これは資産負債計算書上の「売却投資未収金」および「購入投資未払金」に含まれています。

### (b) 投資収益

当社は、投資収益を以下の基準で計上しています。

受取利息は日次で未収計上され、これには定額法によるプレミアム償却およびディスカウントの増価も含まれます。

銀行預金、定期預金およびマネーマーケット預金の受取利息は、発生主義で認識されます。

受取配当金は、配当落ち日に未収計上されます。

証券貸付収益は、週次で未収計上されます。

債券がデフォルト状態にあると特定された場合、当該デフォルトした有価証券についての未収利息の計上は停止されます。関連する当事者からデフォルトの確認があった時点で、債権金額は償却されます。

投資明細書における永久債の銘柄に日付が記載されている場合、その日付は当該債券の次の償還可能日を示しています。

投資明細書における銘柄で開示されている利率は、年度末において適用されている利率であり、こうした債券は変動利付であるため、情報提供のみを目的としています。

### (c) デリバティブ金融商品

当年度中に、ファンドは複数の為替予約および先物契約を締結しました。未決済の為替予約および先物契約は、評価日に当該契約を解消した場合の決済に要する金額で評価されています。これらの未決済契約から生じる超過額および不足額は未実現評価益または未実現評価損として認識され、資産負債計算書上で（適宜）資産または負債に含められます。



## 財務諸表に対する注記

ファンドは、カバード・コール・オプションおよびカバード・ブット・オプションの売却、ならびにコール・オプションおよびブット・オプションの購入を行うことができます。ファンドはまた、スプレッド・オプションに投資することもできます。スプレッド・オプションは、複数の資産の価格の差異から価値が生じる種類のオプションです。ファンドがオプションを売却または購入した時点で、ファンドによるオプション料の受取額または支払額が負債または資産として反映されます。売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、その後オプションの期末価格を反映するために時価評価されます。取締役会は、上場オプションを実現価値の見積額を最も良く反映する方法として、オプションを最終取引価格ではなく、仲値または決済価格に基づいて評価することで同意しています。非上場のオプションは、第三者値付機関から入手した毎日の価格に基づいて評価されます。オプションの行使により有価証券が売却された場合、受け取った（または支払った）オプション料は売却された有価証券のベースから控除（または加算）されます。オプションが失効した場合（またはファンドが解消のための取引を行った場合）は、ファンドは、受取または支払オプション料の額（または解消のための取引のコストが受取もしくは支払オプション料を超過した金額）をオプションに係る実現損益として計上します。

ファンドは、1つの商品から発生するリターンを他の投資から発生するリターンと交換するために、スワップ契約を締結しています。クレジット・デフォルト・スワップの場合は、一連の保証料をプロテクションの売り手に支払い、引き換えに、信用事由（契約にあらかじめ定義されます）の発生を条件として支払いを受けます。スワップの評価額は可能な限り、第三者値付機関から入手し、実際のマーケット・メーカーに確認した毎日の価格に基づいて時価評価されます。このような相場価格が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーから入手する相場価格に基づいて値付けされます。いずれの場合でも、相場価格の変動は、運用および純資産変動計算書上で、未実現評価益または未実現評価損の純変動額として計上されます。スワップの満期または解約による実現損益およびスワップに関連して発生した受取利息または支払利息は、運用および純資産変動計算書上に表示されます。

有価証券買戻し（または売戻し）契約は、原有証券によって保証された借入（または貸付）取引として扱われます。これらの取引では、譲渡者が他者（譲受者）に有価証券の所有権を譲渡し、合意された価格および日付で、譲渡者は当該有価証券の取消不能の買戻しを引き受け、譲受者は当該有価証券の取消不能の売戻しを引き受け、買戻し契約は原通貨建ての購入価格で評価されます。2013年8月31日現在、US Government Mortgage Fundで買戻し契約残高がありました。

差金決済契約は、原資産である有価証券の価格から各契約に帰属される財務費用を控除した額に基づいて評価されます。差金決済契約締結時に、当社は契約額の一定率に相当する金額の現金または他の資産を担保として取引相手に対して差し入れることを要求されることがあります。投資明細書に表示されている資産については、これらの資産は購入時点で全額の支払が行われ、追加担保は必要ありません。未決済の差金決済契約がある年度中、当該契約は各評価日において原資産である有価証券の価値を反映するために時価評価され、その価値の変動は運用および純資産変動計算書上で未実現評価益または未実現評価損の純変動額として認識されます。

契約の清算による実現損益は、財務費用を含んだ契約締結時の価値と清算された時点での価値の差異に等しくなります。未決済の契約に帰属する配当金も、運用および純資産変動計算書上で表示されます。

### (d) 外貨換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨による投資の取得原価は、購入時点の実勢為替レートで換算されています。各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資およびその他の資産は、2013年8月31日でのルクセンブルグにおけるファンドの評価時点での実勢為替レートを使用して換算されています。

### (e) 結合金額合計

当社の連結金額は米ドルで表示され、各ファンドの財務諸表の合計を含んでいます。資産負債計算書に関して、2013年8月31日でのルクセンブルグにおけるファンドの評価時点での実勢為替レートは以下のとおりです。

通貨	EUR	GBP	JPY	CHF	CNH
USD	0.7568	0.6461	98.3150	0.9314	6.1166

運用および純資産変動計算書については、換算レートは以下の年間平均レートです。

通貨	EUR	GBP	JPY	CHF	CNH
USD	0.7646	0.6401	91.0704	0.9352	6.1993

これらの数値は、情報提供目的のために表示されています。

### (f) 為替レート

2013年8月31日現在のファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産およびその他の負債の換算に、以下の為替レートが使用されました。

通貨	GBP	USD	EUR	JPY	CHF	CNH
AED	0.1795	0.2723	0.2060	26.7665	0.2536	1.6652
ARS	0.1140	0.1764	0.1335	17.3433	0.1643	1.0790
AUD	0.5762	0.8918	0.6749	87.6763	0.8306	5.4547
BRL	0.2737	0.4236	0.3206	41.6472	0.3945	2.5910
CAD	0.6134	0.9494	0.7185	93.3424	0.8843	5.8072
CHF	0.6937	1.0737	0.8126	105.5582	1.0000	6.5672
CLP	0.0013	0.0020	0.0015	0.1929	0.0018	0.0120

## 財務諸表に対する注記

通貨	GBP	USD	EUR	JPY	CHF	CNH
CNH	0.1056	0.1635	0.1237	16.0736	0.1523	1.0000
CNY	0.1056	0.1634	0.1237	16.0659	0.1522	0.9995
COP	0.0003	0.0005	0.0004	0.0507	0.0005	0.0032
CZK	0.0332	0.0513	0.0389	5.0475	0.0478	0.3140
DKK	0.1144	0.1771	0.1341	17.4146	0.1650	1.0834
EGP	0.0925	0.1432	0.1083	14.0738	0.1333	0.8756
EUR	0.8538	1.3214	1.0000	129.9088	1.2307	8.0821
GBP	1.0000	1.5477	1.1713	152.1622	1.4415	9.4666
HKD	0.0833	0.1289	0.0976	12.6765	0.1201	0.7887
HUF	0.0028	0.0044	0.0033	0.4317	0.0041	0.0269
IDR	0.0001	0.0001	0.0001	0.0090	0.0001	0.0006
ILS	0.1792	0.2774	0.2099	27.2719	0.2584	1.6967
INR	0.0098	0.0151	0.0115	1.4880	0.0141	0.0926
ISK	0.0054	0.0083	0.0063	0.8198	0.0078	0.0510
JPY	0.0066	0.0102	0.0077	1.0000	0.0095	0.0622
KRW	0.0006	0.0009	0.0007	0.0886	0.0008	0.0055
KWD	2.2627	3.5020	2.6503	344.2972	3.2617	21.4201
LKR	0.0049	0.0075	0.0057	0.7398	0.0070	0.0460
MAD	0.0764	0.1183	0.0895	11.6327	0.1102	0.7237
MXN	0.0485	0.0751	0.0568	7.3852	0.0700	0.4595
MYR	0.1967	0.3044	0.2304	29.9308	0.2835	1.8621
NGN	0.0040	0.0061	0.0046	0.6019	0.0057	0.0374
NOK	0.1055	0.1633	0.1236	16.0579	0.1521	0.9990
NZD	0.5009	0.7752	0.5866	76.2106	0.7220	4.7414
PEN	0.2300	0.3560	0.2694	34.9999	0.3316	2.1775
PHP	0.0145	0.0224	0.0170	2.2044	0.0209	0.1371
PKR	0.0062	0.0096	0.0072	0.9410	0.0089	0.0585
PLN	0.2003	0.3101	0.2347	30.4839	0.2888	1.8965
QAR	0.1774	0.2746	0.2078	26.9980	0.2558	1.6797
RON	0.1927	0.2983	0.2257	29.3231	0.2778	1.8243
RUB	0.0194	0.0300	0.0227	2.9540	0.0280	0.1838
SAR	0.1723	0.2666	0.2018	26.2134	0.2483	1.6308
SEK	0.0975	0.1509	0.1142	14.8313	0.1405	0.9227
SGD	0.5066	0.7841	0.5934	77.0910	0.7303	4.7961
SKK	0.0283	0.0439	0.0332	4.3122	0.0409	0.2683
THB	0.0201	0.0311	0.0235	3.0542	0.0289	0.1900
TRY	0.3186	0.4931	0.3732	48.4763	0.4592	3.0159
TWD	0.0216	0.0334	0.0253	3.2854	0.0311	0.2044
UYU	0.0289	0.0447	0.0339	4.3979	0.0417	0.2736
USD	0.6461	1.0000	0.7568	98.3150	0.9314	6.1166
ZAR	0.0630	0.0974	0.0737	9.5800	0.0908	0.5960

とがあります。

希薄化は、ファンドの評価においてファンドの原資産の売買の実際の原価が、取引手数料、税金および原資産の買値と売値の間の差異により、これらの資産の帳簿価格から乖離する場合に発生します。希薄化はファンドの価値に悪影響を及ぼし、そのため投資証券保有者持分に影響を与える場合があります。1口当たりNAVを調整することにより、この影響は削減または防止することができ、投資証券保有者を希薄化の影響から保護することが可能になります。いずれかの取引日において、あるファンドの全クラスの投資証券の取引総額の結果、投資証券の純増加または純減少がその時々に取り締役が当該ファンドについて設定する基準値を超えた場合、取締役はNAVを調整することがあります（ファンドの市場取引コストに関連して）。

2013年8月31日現在、目論見書のアベンディックスB.17(c)に従って、このような希薄化調整が3,785,077米ドルのAsian Tiger Bond Fundに適用されました。

運用会社は、その裁量で希薄化調整を補填することを決定することが認められています。

1口当たりの公表/取引NAVは純資産価額の概要の3年度推移で開示されていますが、これには希薄化調整が含まれている場合があります。この調整は資産負債計算書または運用および純資産変動計算書上では認識されていません。

#### (h) 取引コスト

取引コストは、有価証券の取得、発行および処分に関連して発生する追加コストです。追加コストは、ある事業体が有価証券を取得、発行または処分することがなければ、当該事業体には発生しなかったコストです。有価証券が当初に認識される際には、有価証券はその市場価格に当該有価証券の取得または発行に直接的に起因する取引コストを加えた金額で測定されます。

保管会社取引手数料以外の有価証券の購入または売却に係る取引コストは、各ファンドの資産負債計算書上の実現純評価益（評価損）または未実現評価益（評価損）の純変動額に算入されています。保管会社取引手数料は、当該ファンドの運用および純資産変動計算書上で「保管および預託報酬」に含まれ、注記16でも開示されています。

#### (i) その他の取引に係る外貨

その他の取引に係る外貨は、現金残高および直物契約に係る実現損または実現益および未実現の評価益または評価損に関連しています。

### 3. 運用会社

ブラックロック（ルクセンブルグ）S.A.は、当社により運用会社として従事するよう任命されています。ルクセンブルグ法人である運用会社は、2010年法第15章に従い、ファンド運用会社として認可されています。

人民元は外国為替規制の対象であり、自由に兌換できる通貨ではありません。Renminbi Bond Fundに使用された為替レートは、オフショア人民元（以下「CNH」）に対するレートであって、オンショア人民元（以下「CNY」）に対するレートではありません。CNHの価値とCNYの価値の間には、いくつかの要因により重要な差異がある可能性があります。この要因には中国政府によってその時々適用される外国為替管理政策および本国送金規制ならびにその他の外部市場要因が含まれますが、これらに限るものではありません。

#### (g) 希薄化

取締役は、ファンドにおける「希薄化」の影響を軽減するために、ファンドの1口当たり純資産価額（以下「NAV」）を調整するこ

## 財務諸表に対する注記

当社は、運用会社との間で運用会社契約を締結しています。この契約に基づき、運用会社は当社の日々の管理を委任され、当社の投資運用、管理事務およびファンドのマーケティングに関連するすべての業務機能を直接的または委託して遂行する責任を負っています。

当社との合意の下で、目論見書に詳述されているように、運用会社はその業務機能の一部を委託することを決定しています。

ブラックロック（ルクセンブルグ）S.A.は、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社で、CSSFにより規制されています。

#### 4. 運用報酬および販売報酬

当年度中、当社は運用会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）S.A.に運用報酬を支払いました。

当社は、目論見書のアペンディックスEに示されているとおりの年率で運用報酬を支払います。運用報酬の水準は、投資家が購入するファンドおよび投資証券のクラスに応じて0.25%から1.75%の間で設定されています。運用報酬は、該当ファンドのNAVに基づいて毎日発生し、毎月支払われます。運用会社は、投資顧問会社への報酬など、特定の費用および報酬を運用報酬から支払いません。クラスJおよびクラスX投資証券については、運用報酬は請求されません。

運用報酬の減額は、運用および純資産変動計算書上、運用報酬とは別項目として開示されています。当期中、以下の運用中のファンドは、運用報酬の減額の対象となりました。

Euro Reserve Fund
US Dollar Reserve Fund
Flexible Multi-Asset Fund
Global Allocation Fund
Global Dynamic Equity Fund
Global High Yield Bond Fund
Global Multi-Asset Income Fund
United Kingdom Fund
US Dollar High Yield Bond Fund
World Financials Fund
World Technology Fund

当社がブラックロックによって運用されるファンドに投資する場合、当社に適用される運用報酬は、原ファンドに請求される運用報酬の金額だけ割引されます。当期中、以下のファンドは運用報酬の割引の対象となりました。

当社は、目論見書のアペンディックスEに示されているとおりに販売報酬を支払います。運用報酬の水準は、0.25%から1.25%の間で設定されています。クラスA、D、I、J およびX投資証券は販売報酬を支払いません。Euro Reserve Fund および US Dollar Reserve FundのクラスA、B、C、D、I、JおよびX投資証券は販売報酬を支払いません。販売報酬は該当ファンドのNAV（アペンディックスB、パラグラフ17(c) に記載されているとおりに、該当する場合はNAVへの調整を反映後）に基づいて毎日発生し、毎月支払われます。

主な販売会社は、最新の目論見書のアペンディックスCパラグラフ22に記載されているように、販売報酬の全部または一部を割り戻す場合があります。割り戻しがある場合は、注記5で説明されている管理事務代行報酬の減額に含まれます。

2013年8月31日現在の未払運用報酬および販売報酬は、資産負債計算書上で「その他の負債」に含まれています。

#### 5. 管理事務代行報酬

当社は管理事務代行報酬を運用会社に支払います。

管理事務代行報酬の水準は、運用会社との合意の下での取締役の裁量で異なり、当社が発行する各種のファンドおよび投資証券クラスのそれぞれに異なった料率が適用されます。しかし、取締役と運用会社との間で、現在支払う管理事務代行報酬は年率0.25%を超えないことで合意されています。管理事務代行報酬は該当投資証券クラスのNAVに基づいて毎日発生し、毎月支払われます。

課された年率は以下のとおりです。

投資証券 クラス	株式 ファンド	債券 ファンド	バランス型 /	
			マルチ・ アセット・ ファンド	現金 / 短期資産 ファンド
A, B, C, D, E, Q	0.25%	0.15%	0.20%	0.075%*
I, J, X	0.03%	0.03%	0.03%	0.03%

I、JおよびX投資証券への投資は、2010年12月17日法第174条の意図する範囲の機関投資家に限定されています。

\*クラスQ投資証券（0.10%）ならびにEmerging Markets Local Currency Bond FundのクラスA、B、C、D、E、Q投資証券（0.15%）およびクラスI、J、X投資証券（0.03%）を除きます。

取締役と運用会社は、ファンドの投資家が利用できる類似した投資商品の市場全体と比較した場合に、各ファンドの市場セクターおよび各ファンドの同種のファンドとの相対的なパフォーマンスを含むいくつかの基準を考慮して、各ファンドの総費用比率が競争力を維持できることを目指した料率で管理事務代行報酬の水準を設定しています。

当年度中、当社は主たる販売会社として従事しているブラック  
ロック（チャンネル・アイランズ）リミテッドに販売報酬を支払い  
ました。

管理事務代行報酬は、運用会社が、保管報酬および販売報酬なら  
びにそれらに係る税金に加え投資または当社レベルで発生するあ  
らゆる税金を除き、当社で発生するすべての固定および変動の業  
務および管理費用に充てるために使用されます。

## 財務諸表に対する注記

これらの業務および管理費用には、その時々当社で発生するあるいは当社のために発生するすべての第三者費用およびその他の回収可能コストが含まれ、これには、ファンド経理報酬、名義書換事務代行報酬（副名義書換事務代行会社および関連するプラットフォーム取引費用を含む）、コンサルタント、法務、税務顧問および監査報酬などのすべての専門家報酬、取締役報酬（ブラックロック・グループの従業員以外の取締役に対する報酬）、旅費交通費、合理的な立替費用、印刷費、公告費、翻訳費および投資証券保有者への報告に関連するその他すべての費用、規制当局への届出および認可手数料、コルレスおよびその他の銀行手数料、ソフトウェアのサポートおよび保守、業務コストおよび投資家サービス・チームに起因する費用ならびに様々なブラックロック・グループ会社から提供されるその他のグローバル管理サービスが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

運用会社は、ファンドの総費用比率が競争力を維持することを確実にする財務リスクを負担します。したがって、いずれの期間においても、運用会社は支払われた管理事務代行報酬が当社で発生した実際の費用を超過した金額を留保する権利を持っています。その一方、いずれの期間においても、当社で発生した費用が運用会社に支払われた管理事務代行報酬を超過する金額は、運用会社または他のブラックロック・グループ会社が負担するものとされます。

ブラックロック・グループを代表していない取締役は、職務の遂行の報酬として税引き前で年間37,500ユーロの報酬を支給されます。会長の報酬は、税引き前で年間40,000ユーロです。ブラックロック・グループを代表している取締役は、取締役報酬を放棄することで合意しています。

保管報酬は、ファンドに直接に請求されます。特定の税務管轄地域で課される税金もファンドに直接請求されます（注記7を参照してください）。

2013年8月31日現在の未払管理事務代行報酬は、資産負債計算書上で「その他の負債」に含まれています。

当期中に、以下の運用中のファンドが管理事務代行報酬の減額の対象となりました。

Euro Corporate Bond Fund	US Dollar High Yield Bond Fund
Euro Short Duration Bond Fund	US Dollar Short Duration Bond Fund
Flexible Multi-Asset Fund	World Bond Fund

管理事務代行報酬の減額は、運用および純資産変動計算書上で管理事務代行報酬とは別項目として開示されています。

## 6. 保管および預託報酬

当年度を通じて、当社の保管会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド ルクセンブルグ支店でした。保管会社は、有価証券の価値に基づいて毎日発生する年間報酬に加えて取引手数料を受け取ります。

年間保管保護預かり報酬は年率0.5ベシス・ポイントから44.1ベシス・ポイントであり、取引手数料は1取引当たり8.80米ドルから196米ドルです。これらの両カテゴリーの報酬の料率は、投資先の国に応じて異なり、また場合によっては、資産クラスに応じて異なることもあります。債券および先進国株式市場への投資は料率の下限となり、新興国市場または発展途上国市場へ一部の投資が料率の上限となります。このため、各ファンドの保管コストは、その時点における資産配分により左右されることになります。

2013年8月31日現在の未払保管および預託報酬は、資産負債計算書上で「その他の負債」に含まれています。

## 7. 税金

### ルクセンブルグ

当社はルクセンブルグ法の下で投資会社として登記されています。したがって、当社は現在のところ、ルクセンブルグの所得税もキャピタル・ゲイン税も課されていません。しかし、当社には各ファンドの各四半期末のNAVに対して年率0.05%（各種Reserve FundならびにクラスI、JおよびX投資証券は0.01%）の税率で算出される年次税が課せられます。2013年8月31日終了年度には、41,245,592米ドルがルクセンブルグの税金に関連して費用計上されました。

### ベルギー

当社は金融市場に関する2004年7月20日法第130条に従って、ベルギー銀行金融委員会に登録されています。ベルギーにおける一般向け販売のために登録されているファンドには、前年の12月31日現在で、ベルギーの仲介業者を通じてベルギーで販売された口数の純資産価額に対して0.08%の税率で年次税が課されます。2013年8月31日終了年度には、1,371,446米ドルがベルギーの税金に関連して費用計上されました。

### 英国

#### 報告型ファンド

英国の報告型ファンド制度が当社に適用されています。この制度に基づき、英国報告型ファンドへの投資家は、英国報告型ファンドの収益について、分配されたか否かにかかわらず、保有高に応じた持分部分に対して課税されますが、保有投資証券の処分による利益はキャピタル・ゲイン課税の対象となります。現在英国の報告型ファンドとして認定されているファンドのリストは、[www.blackrock.co.uk/reportingfundstatus](http://www.blackrock.co.uk/reportingfundstatus)で閲覧できます。

### ブラジル

ブラジルの取引税は2009年10月20日から施行されました。2010年10月5日より、取引税の税率は以前の2%から4%に引き上げられました。この税率はさらに2010年10月19日および2011年12月1日付で変更されました。現在、ブラジルの金融市場および資本市場に投資する非居住者による外国通貨取引に対して適用される税率は、以下のとおりです。1) 上場株式または新規株式公開で発行された株式への投資に係る取引に対しては0%の税率が適用されます。2) 債券投資または投資ファンドへの投資に係る取引に対しては6%の税率が適用されます。

## 財務諸表に対する注記

2013年6月4日付で、この税率は0%に引き下げられました。2013年8月31日終了年度には、531,476米ドルがブラジルの税金に関連して費用計上されました。

### その他の取引税

その他の税務管轄区域で、ファンドが保有する特定の資産について、税金、金融取引税(以下「FTT」)またはその他の取引税が課せられる場合があります(例えば英国印紙税、フランスFTT)。

### 8. 投資顧問

運用会社であるブラックロック(ルクセンブルグ)S.A.は、運用および投資顧問業務の一部を、目論見書に記載のとおり、以下の投資顧問会社(それぞれを「投資顧問会社」)に委託しています。ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク(米国)(BFM)、ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLC(米国)(BIMLLC)、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(BIMUK)、ブラックロック(シンガポール)リミテッド(BSL)。

すべての投資顧問会社は、ブラックロック(ルクセンブルグ)S.A.により直接に任命されています。すべての副投資顧問会社は、該当投資顧問会社により任命されています。一部の投資顧問会社は、投資顧問会社として、一部の機能を、ブラックロック・ジャパン株式会社(BLKJap)、ブラックロック(香港)リミテッド(BLKHK)、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(BLKAus)およびBIMUKに再委託しています。

ブラックロック・インターナショナル・リミテッドは、もはや当社のいずれのファンドの運用も行っておりません。したがって、同社は次の目論見書では投資顧問会社から削除される予定です。

ファンド	投資顧問会社	副投資顧問会社
European Growth Fund	BIMUK	
European Small & MidCap Opportunities Fund	BIMUK	
European Value Fund	BIMUK	
Fixed Income Global Opportunities Fund	BFM	BIMUK, BLKAus
Flexible Multi-Asset Fund	BIMUK	BLKHK
Global Allocation Fund	BIMLLC	
Global Corporate Bond Fund	BFM	BIMUK, BLKAus
Global Dynamic Equity Fund	BIMLLC	
Global Enhanced Equity Yield Fund	BIMLLC	
Global Equity Fund	BIMUK	
Global Equity Income Fund	BIMUK	
Global Government Bond Fund	BIMUK, BFM	BLKAus
Global High Yield Bond Fund	BFM, BIMUK, BSL	
Global Inflation Linked Bond Fund	BFM	BLKAus
Global Multi-Asset Income Fund	BIMUK, BFM	
Global Opportunities Fund	BIMLLC	
Global SmallCap Fund	BIMLLC	
India Fund	BIMUK	BLKHK
Japan Fund	BIMUK	BLKHK
Japan Small & MidCap Opportunities Fund	BIMUK	BLKJap
Japan Value Fund	BIMUK	BLKHK
Latin American Fund	BIMLLC	
Natural Resources Growth & Income Fund	BIMUK	
New Energy Fund	BIMUK	
North American Equity Income Fund	BIMLLC	
Pacific Equity Fund	BIMUK	BLKHK
Renminbi Bond Fund	BSL, BIMUK	BLKHK
Swiss Small & MidCap Opportunities Fund	BIMUK	
United Kingdom Fund	BIMUK	
US Basic Value Fund	BIMLLC	
US Dollar Core Bond Fund	BFM	
US Dollar High Yield Bond Fund	BFM	
US Dollar Reserve Fund	BFM	
US Dollar Short Duration Bond Fund	BFM	BLKAus
US Flexible Equity Fund	BIMLLC	
US Government Mortgage Fund	BFM	
US Growth Fund	BIMLLC	





PNCフィナンシャル・サービス・グループは、ブラックロック・インクの主要株主です。当社のために有価証券取引を手配する際に、PNCグループの会社が有価証券の仲介、外国為替、銀行業務およびその他のサービスを提供していた、または本人として取引をしていた可能性があり、これらは通常の条件で行われ、PNCグループが恩恵を受けた可能性もあります。ブローカーおよび代理店への手数料は、関連する市場の慣行に従って支払われ、ブローカーまたは代理店からの大口もしくはその他のコミッションの割引または現金によるコミッションの割戻しはすべて当社に還元されています。投資顧問会社は、PNCグループの会社のコミッションやその他の取引条件が関連市場で関連会社ではないブローカーおよび代理店から提示される条件と概して同等であることを前提として、PNCグループの会社を利用することが適切と判断した場合に、PNCグループの会社を利用することができ、このことは最良の成果を達成するという上述の方針と一貫性があります。当期中、ブラックロックのグループ会社または当社の取締役を通じて行われた当社の取引はありませんでした。

当期中、通常業務の範囲外または通常の取引条件以外での取引はありませんでした。

当期中、取締役によるファンドの投資証券の購入はありませんでした。

証券貸付契約書に従って任命された証券貸付代理人は、当社の関連会社であるブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドです。

当社は、ブラックロック・インクが提供する借り手の債務不履行に対する補償プログラムの恩恵を受けています。この補償により、貸し付けた有価証券の全額回収が可能となります。ブラックロック・インクは証券貸付取引に直接関連するすべての業務費用に加え、借り手のデフォルトに対する補償のコストを負担します。

詳細は、注記11.「効率的ポートフォリオ管理」における情報を参照してください。

## 10. コミッションの使用

1社以上の投資顧問会社は、現地の法令で認められている場合、コミッション・シェアリング契約または同等の契約を締結することができ、実際に締結しています。このような契約は、こうした契約を通じて入手する調査または取引執行サービスが、投資意思決定能力または売買執行を向上させ、それによって投資リターンの増加の見込みが高まると投資顧問会社が判断する場合にのみ、締結されることとなります。投資顧問会社はこのような契約を主要な国際的ブローカーと締結し、ブローカーは投資顧問会社の売買で発生するコミッションを、投資顧問会社に提供する調査および執行サービスに対する支払に使用すること、または投資顧問会社に提供する第三者による調査への支払を行うことに同意します。すべての売買は引き続き最良執行要件の対象で、契約は継続的に見直されます。

## 11. 効率的ポートフォリオ管理

当社は、効率的なポートフォリオ管理を目的としてデリバティブ取引を行うことができます。詳細な開示は、注記12.「デリバティブ金融商品」およびファンドの投資明細書を参照してください。

当期中、当社は証券貸付を行いました。当社はブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドを証券貸付代理人として任命し、同社は証券貸付代理人サービスの提供を他のブラックロック・グループ会社に再委託することができます。証券貸付収益は当社と証券貸付代理人との間で分割されます。当期中の証券貸付収益の分割比率は当社60%、証券貸付代理人40%で、すべての業務費用は証券貸付代理人が負担します。

ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドは、高格付の専門金融機関（以下「取引相手」）との間で証券貸付の手配をする裁量を有しています。このような取引相手には、ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドの関連会社を含めることもできます。当期中に貸付有価証券を受け取った証券貸付の借り手は、パークレイズ・バンクplc、パークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、BNPパリバ、シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド、クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド、ドイチェ・バンクAG、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、HSBCバンクplc、JPモルガン・セキュリティーズ・リミテッド、メリルリンチ・インターナショナル、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナルplc、モルガン・スタンレー・セキュリティーズ・リミテッド、ノムラ・インターナショナルplc、スカンジナビスカ・エンスキルダ・パンケンAB、ソシエテ・ジェネラル、バンク・オブ・ノバ・スコシアおよびUBS AGでした。担保は毎日時価評価され、貸付有価証券は要求に応じて返済されます。このような貸付は、その時々で改正され更新されるCSSF通達08/356の要件を反映した目論見書の規定に従っている場合のみ実行されます。

証券貸付からの収益は、運用および純資産変動計算書上で独立項目として表示されています。

担保は規制対象市場で上場されているあるいは取引される株式で構成されます。この担保は保管会社、ユーロクリアおよびJPモルガンUKが保管し、財務諸表には反映されていません。

以下の表は、関連するファンドの投資明細書において「\*」マークが付された、貸し付けられている有価証券の2013年8月31日現在のファンドレベルでの評価額および保有担保の評価額を示しています。

2013年8月31日現在、貸付有価証券の評価総額は5,351,820,953米ドルであり、株式担保の時価は5,972,135,854米ドルです。これらは、前日の終値に基づいています。

## 財務諸表に対する注記

ファンド	貸付有価証券の 評価額		担保の時価 米ドル
	米ドル	米ドル	
Asia Pacific Equity Income Fund	6,643,149	8,992,993	
Asian Dragon Fund	22,131,380	24,977,563	
Asian Tiger Bond Fund	61,190,445	67,694,748	
China Fund	90,121,414	110,113,631	
Continental European Flexible Fund	26,804,605	29,681,312	
Emerging Europe Fund	59,700,251	66,833,028	
Emerging Markets Bond Fund	116,926,089	128,882,141	
Emerging Markets Equity Income Fund	9,296,093	9,797,530	
Emerging Markets Fund	41,281,317	53,405,660	
Emerging Markets Local Currency Bond Fund	4,726,465	5,007,668	
Euro Bond Fund	243,146,490	267,568,745	
Euro Corporate Bond Fund	14,747,824	16,283,967	
Euro Short Duration Bond Fund	617,114,401	677,931,720	
Euro-Markets Fund	275,208,818	306,785,345	
European Equity Income Fund	17,147,464	19,303,391	
European Focus Fund	79,102,623	87,692,720	
European Fund	301,830,163	335,241,225	
European Growth Fund	5,304,142	5,895,584	
European Small & MidCap Opportunities Fund	13,674,796	15,037,357	
European Value Fund	37,570,620	41,466,564	
Fixed Income Global Opportunities Fund	34,199,048	37,705,917	
Flexible Multi-Asset Fund	4,364,334	4,819,098	
Global Allocation Fund	1,356,858,292	1,511,411,033	
Global Corporate Bond Fund	34,386,231	38,347,899	
Global Dynamic Equity Fund	16,046,394	17,809,563	
Global Enhanced Equity Yield Fund	4,742,103	5,253,136	
Global Equity Fund	9,007,847	10,293,278	
Global Equity Income Fund	148,876,418	166,666,499	
Global Government Bond Fund	13,264,939	14,775,488	
Global High Yield Bond Fund	70,211,300	75,537,504	
Global Inflation Linked Bond Fund	20,118,843	22,558,284	
Global Opportunities Fund	1,433,937	1,588,982	
Global SmallCap Fund	20,568,473	22,848,739	
Japan Fund	1,767,835	2,009,639	
Japan Small & MidCap Opportunities Fund	32,566,958	37,900,391	
Japan Value Fund	10,196,242	11,319,455	
Latin American Fund	4,806,232	5,362,222	

US Government Mortgage Fundでは、当期中に有価証券買戻し契約を締結し、これに伴って発生した支払利息は4,691米ドルでした。

## 12. デリバティブ金融商品

ファンドは、デリバティブ金融商品を売買することができます。詳細はファンドの投資明細書を参照してください。

投資明細書で開示されているように、原契約額は欧州証券・市場機構（以下「ESMA」）発行の指針に従って算出され、それぞれの金融商品の原資産における同等の持高の時価を示しています。債券先物の原契約額は、受渡最割安証券ではなく当該債券の時価に基づいて算出されます。

## 13. 担保として差し入れたまたは保証として受け入れた有価証券

担保として差し入れたまたは保証として受け入れた有価証券は、ファンドの投資明細書上で開示されています。2013年8月31日現在、こうした有価証券の評価額総額は101,530,015米ドルです。

Global Enhanced Equity Yield Fundについて、売建コール・オプションに対する担保は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、メリルリンチ・インターナショナルおよびバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッドの3者間契約に基づいて差し入れられています。2013年8月31日現在の担保は当該ファンドの投資明細書で「^」マークが付されていますが、その評価額8,822,440米ドルです。

保証として受け入れた有価証券の詳細は下の表に示されています。2013年8月31日現在のこれらの有価証券の評価額は6,662,639米ドルです。

ファンド	額面金額	銘柄	評価額 (米ドル)
Fixed Income			
Global	564,000	France Government Bond	
Opportunities Fund		OAT 5.5% 25/4/2029	932,228

			Fixed Income		
New Energy Fund	63,949,385	70,277,861	Global	867,000	France Government Bond
Pacific Equity Fund	4,336,635	4,932,168	Opportunities Fund		OAT 4.75% 25/4/2035 1,338,551
Swiss Small & MidCap Opportunities Fund	8,860,529	9,875,769	Global Allocation Fund	644,000	United States Treasury Bill 0% 6/3/2014 643,815
US Basic Value Fund	24,694,422	27,042,005	Global Allocation Fund	1,942,000	United States Treasury Bill 0% 12/12/2013 1,941,874
US Dollar Core Bond Fund	30,493,327	33,695,812	Global Allocation Fund	814,000	United States Treasury Bill 0% 19/9/2013 813,991
US Dollar High Yield Bond Fund	164,017,708	176,194,749	Global Allocation Fund	26,000	United States Treasury Bill 0% 19/9/2013 813,991
US Dollar Short Duration Bond Fund	56,635,870	65,196,745	Global Allocation Fund	26,000	United States Treasury Bill 0% 19/9/2013 813,991
US Growth Fund	2,667,693	2,976,295	Global Allocation Fund	26,000	United States Treasury Bill 0% 19/9/2013 813,991
US Small & MidCap Opportunities Fund	5,509,732	6,106,450	Global Corporate Bond Fund	26,000	Bundesrepublik Deutschland 4.25% 4/1/2014 27,101
World Agriculture Fund	5,239,663	5,839,472	Bond Fund		Deutschland 4.25% 4/1/2014 27,101
World Bond Fund	38,964,413	43,333,324	US Dollar Core Bond Fund	773,000	United States Treasury Bill 0% 21/8/2014 772,093
World Energy Fund	35,178,880	38,746,324	US Dollar Core Bond Fund	773,000	United States Treasury Bill 0% 21/8/2014 772,093
World Financials Fund	10,651,926	11,826,688	World Bond Fund	125,000	France Government Bond OAT 4.75% 25/4/2035 192,986
World Gold Fund	193,092,394	212,998,933	World Bond Fund	125,000	France Government Bond OAT 4.75% 25/4/2035 192,986
World Healthscience Fund	35,613,428	39,634,796			
World Income Fund	37,841,015	46,911,510			
World Mining Fund	803,032,641	907,344,778			
World Technology Fund	3,957,317	4,402,156			

#### 14. 現金担保

ファンドは、一連の取引相手とデリバティブを売買しています。スワップ契約、先渡し取引、先物契約、売建オプション（プットおよびコール）、買建オプション（プットおよびコール）およびスワップションでの取引相手は、投資明細書上で表示されています。

## 財務諸表に対する注記

スワップ契約、先渡し取引、先物契約、売建オプション(ブットおよびコール)、買建オプション(ブットおよびコール)およびスワップオプションは、次の取引相手と売買されています。バンク・オブ・アメリカ、バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ、バークレイズ、BNYメロン、BNPパリバ、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン、カナディアン・インベリアル・バンク・オブ・コマース、シティバンク、コモンウェルス・バンク、クレディ・スイス、ドイチェ・バンク、ゴールドマン・サックス、HSBC、JPモルガン、モルガン・スタンレー、RBS、スタンダード・チャータード・バンク・ロンドン、ステートストリート・バンク、UBSおよびウェストパック。スワップ契約、先渡し取引、先物契約、売建オプション(ブットおよびコール)、買建オプション(ブットおよびコール)およびスワップオプションについて、エクスポージャーに対する担保として当社と取引相手の間で証拠金の授受が行われます。

「ブローカーへの現金担保」は、主に投資の決済ブローカーおよび各種の取引相手から受領した現金担保および証拠金で構成され、資産負債計算書上、「銀行預金」に含まれています。「ブローカーからの現金担保」は、主に投資の決済ブローカーおよび各種の取引相手に支払った現金および証拠金で構成され、資産負債計算書上、「銀行預金」に含まれています。

以下の表は、2013年8月31日現在のスワップ契約および先物契約に関連したブローカーへの/(からの)現金担保残高を示しています。

ファンド	通貨	スワップ 契約および店 頭 オプション契 約に関するブ ローカーへの 現金担保	スワップ 契約および店 頭 オプション契 約に関するブ ローカーへの 現金担保	先物契約に 関する ブローカーへ の 現金担保
Global Government Bond Fund	USD	-	(42,283)	1,735,000
Global High Yield Bond Fund	USD	1,890,000	(1,240,000)	40,000
Global Inflation Linked Bond Fund	USD	-	-	46,247
Global Multi - Asset Income Fund	USD	-	-	2,054,500
Natural Resources Growth & Income Fund <sup>(2)</sup>	USD	-	-	226,000
US Dollar Core Bond Fund	USD	-	(4,315,824)	1,134,600
US Dollar High Yield Bond Fund	USD	5,370,000	(1,010,000)	850,000
US Dollar Short Duration Bond Fund	USD	-	(812,632)	1,539,000
US Flexible Equity Fund	USD	-	-	660,000
US Government Mortgage Fund	USD	-	(700,000)	124,700
World Bond Fund	USD	-	-	3,171,501
World Gold Fund	USD	-	-	718,000
World Income Fund	USD	-	-	2,553,000
World Mining Fund	USD	-	-	1,076,000

(1) 新規設定のファンド。詳細は注記1を参照してください。

(2) ファンド名称が変更されています。詳細は注記1を参照してください。

ファンド	通貨	スワップ契約および店頭オプション契約に関するブローカーへの現金担保	スワップ契約および店頭オプション契約に関するブローカーへの現金担保	先物契約に関するブローカーへの現金担保
Asia Pacific Equity				
Income Fund	USD	-	-	501,000
Asian Growth Leaders Fund <sup>(1)</sup>	USD	-	-	63,000
Asian Local				
Bond Fund	USD	-	-	67,000
Asian Tiger Bond Fund	USD	-	-	492,000
China Fund	USD	-	-	766,000
Continental European				
Flexible Fund	EUR	3,383,000	-	-
Emerging Markets				
Bond Fund	USD	-	(2,870,000)	-
Emerging Markets				
Investment Grade				
Bond Fund <sup>(1)</sup>	USD	-	-	15,000
Emerging Markets				
Local Currency				
Bond Fund <sup>(2)</sup>	USD	-	-	558,000
Euro Bond Fund	EUR	-	(1,740,000)	253,000
Euro Corporate				
Bond Fund	EUR	-	-	1,027,631
Euro Short Duration				
Bond Fund	EUR	-	(2,500,000)	9,429,091
Fixed Income Global				
Opportunities Fund	USD	-	(3,420,178)	9,174,000
Flexible Multi - Asset				
Fund	EUR	-	(416,240)	3,530,977
Global Allocation				
Fund	USD	-	(39,458,319)	-
Global Corporate				
Bond Fund	USD	906,000	(300,000)	2,131,000
Global Dynamic Equity				
Fund	USD	-	(2,717,315)	-

## 15. 分配金

現在の取締役会の方針は、分配型投資証券クラスに帰属する収益を除き、すべての純利益を留保して再投資することです。分配型投資証券クラスについては、当年度の費用控除後の投資利益のほぼ全額を分配することを方針としています。また、取締役会は、実現および未実現の両方の純キャピタル・ゲインからの分配を分配金に含めるか、およびその金額についても決定することができます。分配型投資証券クラスの分配金に純実現キャピタル・ゲインもしくは純未実現キャピタル・ゲインが含まれた場合、またはファンドが費用控除前の収益を分配した場合には、分配金には当初に払い込まれた資本が含まれることがあります。

ファンドが英国報告型ファンドの認定を受け、報告された収益が分配金を超過している場合、この超過額はみなし分配金とされ、投資家の課税上の地位によっては、所得として課税されることとなります。分配型投資証券クラスについては、当年度の費用控除後の投資利益（または分配型（G）投資証券および分配型（S）投資証券の場合は費用控除前利益、分配型（R）投資証券の場合は費用控除前利益および金利差異）のほぼ全額を分配することを方針としています。

分配型投資証券を発行するファンドについては、分配金の支払頻度はファンドの種類に応じて決定されますが、分配金は通常は以下のとおり支払われます。

## 財務諸表に対する注記

債券分配型ファンドで分配可能な利益がある場合は、月次

Asia Pacific Equity Income Fund、Emerging Markets Equity Income Fund、Euro Bond Fund、Euro Corporate Bond Fund、European Enhanced Equity Yield Fund、European Equity Income Fund、Fixed Income Global Opportunities Fund、Global Corporate Bond Fund、Global Enhanced Equity Yield Fund、Global Equity Income Fund、Global High Yield Bond Fund、Global Multi-Asset Income Fund、Natural Resources Growth & Income Fund、North American Equity Income FundおよびRenminbi Bond Fund(ならびに取締役会がその時々で決定することができるその他のファンド)で分配可能な利益がある場合は、四半期ごと

株式分配型ファンドについては、取締役会の裁量により、年次

分配金を月次で支払う分配型ファンドは、以下の投資証券に分配されます。

分配金が日次で算定される分配型(D)投資証券

分配金が月次で算定される分配型(M)投資証券

分配金が月次で予想総収益に基づいて算定される分配型(S)投資証券

分配金が月次で予想総収益および投資証券のクラスの通貨のヘッジから発生する金利差異に基づいて算定される分配型(R)投資証券

投資家は、分配型(D)投資証券、分配型(M)投資証券、分配型(S)投資証券または分配型(R)投資証券のいずれかを保有するかを選択することができます。

分配型(Q)投資証券は、四半期ごとに分配金が支払われる分配型投資証券です。

分配型(A)投資証券は、年次で分配金が支払われる分配型投資証券です。

分配金の宣言および支払ならびに受益権保有者が選択できる再投資オプションについては、目論見書に記載されています。

## 16. 取引コスト

投資目的を達成するために、ファンドではポートフォリオにおける売買活動に関連して取引コストが発生します。以下の表に、各ファンドで2013年8月31日終了年度に発生した個別に識別可能な取引コストが開示されています。これらには、コミッション・コスト、決済手数料およびブローカー手数料が含まれています。

ファンド	通貨	取引コスト
ASEAN Leaders Fund	USD	687,589
Asia Pacific Equity Income Fund	USD	2,095,422
Asian Dragon Fund	USD	5,753,000
Asian Growth Leaders Fund <sup>(1)</sup>	USD	90,824
Asian Local Bond Fund	USD	456,496
Asian Tiger Bond Fund	USD	283,762
China Fund	USD	3,987,499
Continental European Flexible Fund	EUR	8,128,706
Emerging Europe Fund	EUR	3,980,663
Emerging Markets Bond Fund	USD	8,888
Emerging Markets Corporate Bond Fund <sup>(1)</sup>	USD	3,426
Emerging Markets Equity Income Fund	USD	1,433,745
Emerging Markets Fund	USD	3,831,690
Emerging Markets Investment Grade Bond Fund <sup>(1)</sup>	USD	2,989
Emerging Markets Local Currency Bond Fund <sup>(2)</sup>	USD	7,380
Euro Bond Fund	EUR	27,197
Euro Corporate Bond Fund	EUR	10,828
Euro Reserve Fund	EUR	2,693
Euro Short Duration Bond Fund	EUR	9,449
Euro-Markets Fund	EUR	11,429,350
European Enhanced Equity Yield Fund	EUR	4,477
European Equity Income Fund	EUR	949,082
European Focus Fund	EUR	9,161,127
European Fund	EUR	15,810,398
European Growth Fund	EUR	2,569,493
European Small & MidCap Opportunities Fund	EUR	5,178,652
European Value Fund	EUR	2,413,624
Fixed Income Global Opportunities Fund	USD	16,525
Flexible Multi-Asset Fund	EUR	374,685
Global Allocation Fund	USD	9,019,568
Global Corporate Bond Fund	USD	11,905
Global Dynamic Equity Fund	USD	974,160
Global Enhanced Equity Yield Fund	USD	414,757
Global Equity Fund	USD	739,146
Global Equity Income Fund	USD	2,023,439
Global Government Bond Fund	USD	7,316

Global High Yield Bond Fund	USD	118,575
Global Inflation Linked Bond Fund	USD	8,155
Global Multi-Asset Income Fund	USD	290,317
Global Opportunities Fund	USD	481,790
Global SmallCap Fund	USD	968,054
Japan Fund	JPY	16,890,515
Japan Small & MidCap Opportunities Fund	JPY	152,851,910
Japan Value Fund	JPY	39,213,293
Latin American Fund	USD	9,752,200
Natural Resources Growth & Income Fund <sup>(2)</sup>	USD	45,305
New Energy Fund	USD	959,614
North American Equity Income Fund	USD	145,859
Pacific Equity Fund	USD	1,392,967
Renminbi Bond Fund	CNH	76,547

## 財務諸表に対する注記

ファンド	通貨	取引コスト
Swiss Small & MidCap Opportunities Fund	CHF	2,019,655
United Kingdom Fund	GBP	1,601,098
US Basic Value Fund	USD	1,645,716
US Dollar Core Bond Fund	USD	(3,753)
US Dollar High Yield Bond Fund	USD	289,572
US Dollar Reserve Fund	USD	3,488
US Dollar Short Duration Bond Fund	USD	9,713
US Flexible Equity Fund	USD	791,282
US Government Mortgage Fund	USD	16,723
US Growth Fund	USD	289,992
US Small & MidCap Opportunities Fund	USD	762,162
World Agriculture Fund	USD	558,698
World Bond Fund	USD	21,906
World Energy Fund	USD	2,881,919
World Financials Fund	USD	516,179
World Gold Fund	USD	4,323,494
World Healthscience Fund	USD	963,437
World Income Fund	USD	6,164
World Mining Fund	USD	6,419,294
World Real Estate Securities Fund <sup>(1)</sup>	USD	14,548



World Technology Fund USD 462,284

- (1) 新規設定のファンド。詳細は注記1を参照してください。
- (2) ファンド名称が変更されています。詳細は注記1を参照してください。
- 

すべての取引コストが個別に識別可能なわけではありません。債券投資、為替予約およびその他のデリバティブ契約については、コストは投資の購入価格および売却価格に含まれます。これらのコストは個別に識別可能ではありませんが、各ファンドのパフォーマンスの中で認識されます。

## 17. 下引受収入

当社は、保管会社の同意を得て、下引受契約を締結することができます。下引受契約により、当社は報酬を得て一般の株式申込の前の株主割当発行を支援することが可能となります。当期中、以下のファンドで下引受契約の下での収入が計上されました。この収入は純利益の一部に計上されています。

ファンド	受取収益
Natural Resources Growth & Income Fund	USD 2,451
World Mining Fund	USD 639,517

## 18. 後発事象

後発事象はありません。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】（平成26年9月30日現在）

資産総額（円）	1,243,558,885
負債総額（円）	45,946,786
純資産総額（ - ）（円）	1,197,612,099
発行済口数（口）	995,661,190
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.2028

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

### (3) 受益者に対する特典

ありません。

### (4) 譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

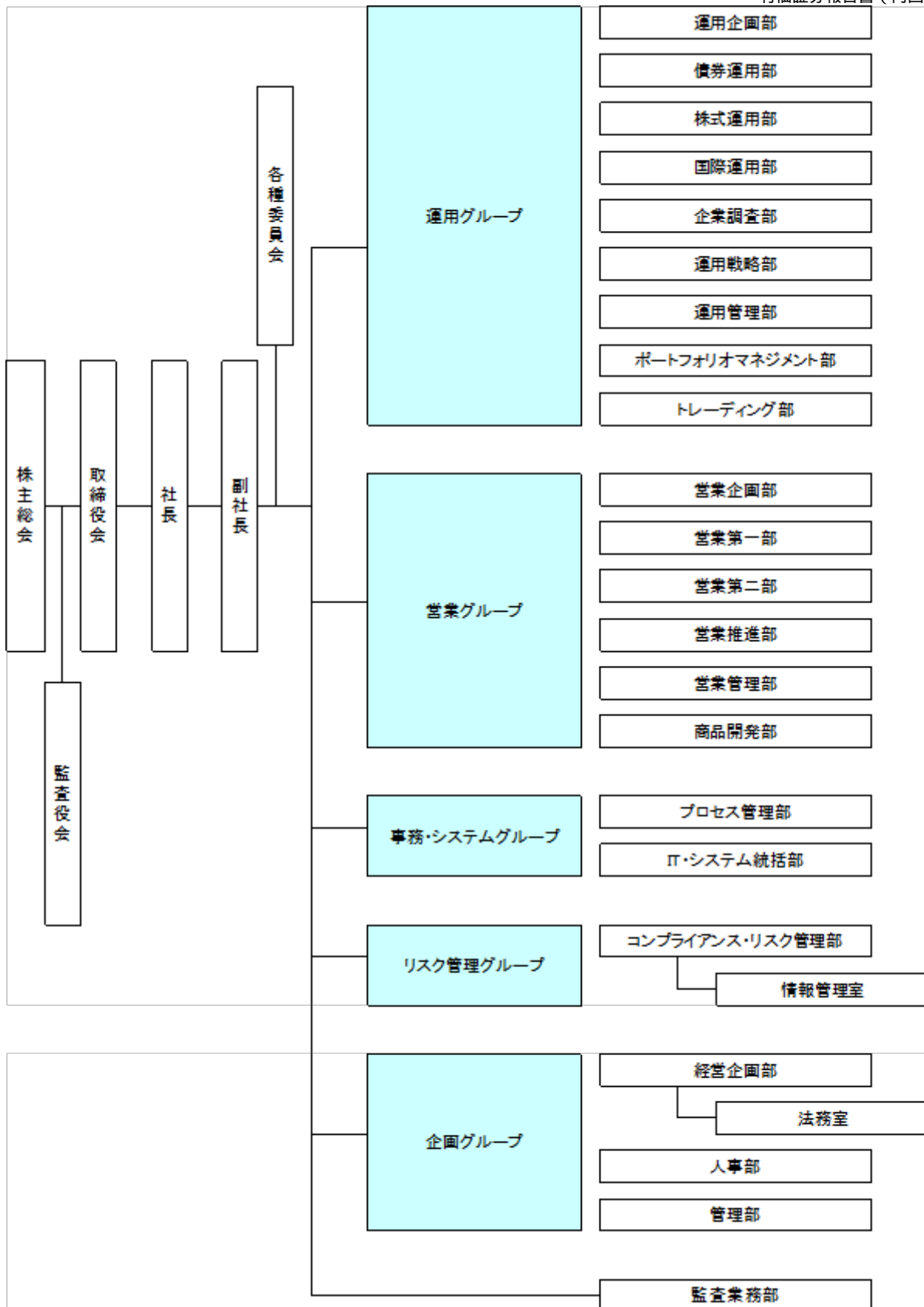
##### (1) 資本金の額

平成26年9月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構（平成26年9月末日現在）

会社の組織図



## 運用の基本プロセス

### 1 運用に関する会議および委員会

#### a 運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

#### b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

## 2 運用の流れ

### a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

### b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

### c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成26年9月30日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	366,616,649,973
追加型株式投資信託	237	1,988,282,587,409
追加型金銭信託受益権投資信託	9	5,947,870,937
単位型株式投資信託	8	20,615,699,645
合計	269	2,381,462,807,964

## 3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成していません。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## （１）【貸借対照表】

（単位： 千円）

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,268,024	3,545,563
短期貸付金	16,195,635	16,597,222
前払費用	253,250	183,438
未収入金	1,119,715	-
未収委託者報酬	1,517,926	1,470,180
未収運用受託報酬	709,038	1,321,564
繰延税金資産	168,605	188,902
その他流動資産	165,346	196,162
貸倒引当金	7,816	5,816
<b>流動資産合計</b>	<b>22,389,725</b>	<b>23,497,217</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	167,960	137,028
工具、器具及び備品（純額）	93,706	72,964
リース資産（純額）	3,943	4,898
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1 265,610</b>	<b>1 214,891</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	12,747	12,747
その他無形固定資産	133	95
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1 12,880</b>	<b>1 12,842</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2,708,128	2,826,706
長期差入保証金	514,642	502,361
前払年金費用	263,427	357,258
会員権	17,200	8,400
繰延税金資産	63,011	75,535
その他	15,565	2,618
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>3,581,975</b>	<b>3,772,878</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>3,860,466</b>	<b>4,000,612</b>
<b>資産合計</b>	<b>26,250,191</b>	<b>27,497,829</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	375,742	276,070
リース債務	3,023	3,838
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	901	827
未払償還金	28,656	27,355
未払手数料	650,405	651,486

その他未払金	10,777	15,090
未払金合計	690,740	694,760
未払費用	1,146,683	1,677,557
未払法人税等	18,987	429,878
未払消費税等	62,693	88,739
賞与引当金	347,800	305,900
その他流動負債	5,121	5,881
流動負債合計	2,650,793	3,482,625
固定負債		
リース債務	7,296	6,417
役員退職慰労引当金	178,410	149,446
時効後支払損引当金	16,905	13,720
その他固定負債	6,951	3,213
固定負債合計	209,562	172,796
負債合計	2,860,356	3,655,422
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,515,116	6,988,395
利益剰余金合計	16,648,301	17,121,579
株主資本合計	23,410,376	23,883,654
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,541	41,248
評価・換算差額等合計	20,541	41,248
純資産合計	23,389,835	23,842,406
負債純資産合計	26,250,191	27,497,829

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	15,739,580	16,375,163
運用受託報酬	2,401,288	3,587,945



営業収益合計	18,140,869	19,963,108
営業費用		
支払手数料	7,426,160	7,780,375
広告宣伝費	149,566	263,900
公告費	152	76
調査費		
調査費	948,113	1,292,601
委託調査費	3,624,517	4,323,525
図書費	7,229	4,666
調査費合計	4,579,861	5,620,793
委託計算費	177,505	178,878
営業雑経費		
通信費	50,112	60,623
印刷費	167,179	174,012
協会費	18,816	18,378
諸会費	2,689	2,523
その他	37,963	574,210
営業雑経費合計	276,761	829,747
営業費用合計	12,610,006	14,673,771
一般管理費		
給料		
役員報酬	141,073	136,969
給料手当	2,204,883	1,875,653
賞与	333,923	286,984
給料合計	2,679,880	2,299,607
交際費	707	975
旅費交通費	67,470	65,596
租税公課	50,223	50,531
不動産賃借料	421,877	422,294
退職給付費用	165,171	120,603
福利厚生費	409,033	362,963
貸倒引当金繰入	6,943	-
賞与引当金繰入	347,800	305,154
役員退職慰労引当金繰入	39,522	26,354
固定資産減価償却費	51,898	39,685
諸経費	310,561	396,680
一般管理費合計	4,551,091	4,090,447
営業利益	979,771	1,198,889
営業外収益		
受取配当金	1,032	4,071
受取利息	12,757	11,663
有価証券解約益	1,437	303
有価証券償還益	1,387	11
時効到来償還金等	1,576	1,537
雑収入	17,474	9,772
営業外収益合計	35,666	27,360
営業外費用		

有価証券解約損	118,238		140
有価証券償還損	160,957		2,310
ヘッジ会計に係る損失	38		1,832
時効後支払損引当金繰入額	2,481		-
雑損失	2,148		3,398
営業外費用合計	283,864		7,682
経常利益	731,573		1,218,567
特別損失			
投資有価証券売却損	22,844		-
遊休資産売却損	3,932		-
減損損失	-	1	18,257
ゴルフ会員権評価損	-		8,800
特別損失合計	26,776		27,057
税引前当期純利益	704,796		1,191,509
法人税、住民税及び事業税	193,759		506,024
法人税等調整額	42,020		21,353
法人税等合計	235,779		484,671
当期純利益	469,017		706,838

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位： 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						株主資本合計
	利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計	
		その他利益剰余金					
	配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,365,928	16,499,113	23,261,188
当期変動額							
剰余金の配当					319,829	319,829	319,829
当期純利益					469,017	469,017	469,017
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							

当期変動額合計					149,188	149,188	149,188
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,515,116	16,648,301	23,410,376

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	159,879	159,879	23,101,308
当期変動額			
剰余金の配当			319,829
当期純利益			469,017
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	139,338	139,338	139,338
当期変動額合計	139,338	139,338	288,526
当期末残高	20,541	20,541	23,389,835

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合 計	
		配当準備積 立金	退職慰労積 立金	別途 積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高		128,584	104,600	100,000	9,800,000		
当期変動額							
剰余金の配当					233,559	233,559	233,559
当期純利益					706,838	706,838	706,838
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計					473,278	473,278	473,278
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	20,541	20,541	23,389,835

当期変動額			
剰余金の配当			233,559
当期純利益			706,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,707	20,707	20,707
当期変動額合計	20,707	20,707	452,571
当期末残高	41,248	41,248	23,842,406

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

<sub>1</sub> 其他有価証券

<sub>1</sub> 時価のあるもの

      決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

<sub>2</sub> 時価のないもの

      移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

  時価法を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

  定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

  定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

  リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

  当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

  従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金（前払年金費用）

  従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

  役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

#### (5) 時効後支払損引当金

  時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

### 5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

  外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 6. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

  時価ヘッジによっております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

  ヘッジ手段... 株価指数先物取引

  ヘッジ対象... 有価証券

#### (3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
1	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額
	建物		建物
	165,761千円		160,134千円
	工具、器具及び備品		工具、器具及び備品
	346,701千円		341,459千円
	リース資産		リース資産
	21,452千円		23,744千円
	ソフトウェア		その他無形固定資産
	670千円		451千円
	その他無形固定資産		
	712千円		

(損益計算書関係)

1 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都港区)	除却対象資産	建物	15,455
本社(東京都港区)	除却対象資産	工具器具備品	2,802

賃貸借契約の一部解約により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成26年3月31日時点の帳簿価額を減損損失(18,257千円)として特別損失に計上しました。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	319,829,280円
2) 1株当たり配当額	304円
3) 基準日	平成24年3月31日
4) 効力発生日	平成24年6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	233,559,540円
-----------	--------------

2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	222円
4) 基準日	平成25年3月31日
5) 効力発生日	平成25年6月13日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	233,559,540円
2) 1株当たり配当額	222円
3) 基準日	平成25年3月31日
4) 効力発生日	平成25年6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月11日の第51回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	352,443,450円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	335円
4) 基準日	平成26年3月31日
5) 効力発生日	平成26年6月12日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、余資運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。短期貸付金、未収入金、長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

#### 市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針(自己資金運用)に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)を参照ください。)

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,268,024	2,268,024	-
(2) 短期貸付金	16,195,635	16,195,635	-
(3) 未収入金	1,119,715	1,119,715	-
(4) 未収委託者報酬	1,517,926	1,517,926	-
(5) 未収運用受託報酬	709,038	709,038	-
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	2,641,608	2,641,608	-
(7) 長期差入保証金	514,642	514,559	83
資産計	24,966,590	24,966,507	83
(1) 未払手数料	650,405	650,405	-
負債計	650,405	650,405	-
デリバティブ取引(1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	8,614	8,614	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

当事業年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,545,563	3,545,563	-
(2) 短期貸付金	16,597,222	16,597,222	-
(3) 未収委託者報酬	1,470,180	1,470,180	-
(4) 未収運用受託報酬	1,321,564	1,321,564	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	2,760,186	2,760,186	-
(6) 長期差入保証金	502,361	501,871	489
資産計	26,197,078	26,196,589	489
(1) 未払手数料	651,486	651,486	-
負債計	651,486	651,486	-
デリバティブ取引(1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(595)	(595)	-

- ( 1 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期貸付金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(6) 長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	66,520	66,520

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	2,267,697	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,195,635	-	-	-	-	-
未収入金	1,119,715	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,517,926	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	709,038	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	-	15,335	2,130,846
長期差入保証金	514,642	-	-	-	-	-
合計	22,324,656	-	-	-	15,335	2,130,846

当事業年度(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	3,544,827	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,597,222	-	-	-	-	-



未収委託者報酬	1,470,180	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,321,564	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	4,168	-	2,214,706
長期差入保証金	502,361	-	-	-	-	-
合計	23,436,156	-	-	4,168	-	2,214,706

## (有価証券関係)

## 1 その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	216,164	207,889	8,275
小計	216,164	207,889	8,275
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	2,425,444	2,465,635	40,191
小計	2,425,444	2,465,635	40,191
合計	2,641,608	2,673,524	31,915

当事業年度(平成26年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	392,200	367,480	24,719
小計	392,200	367,480	24,719
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	2,367,985	2,456,795	88,809
小計	2,367,985	2,456,795	88,809
合計	2,760,186	2,824,276	64,089

## 2 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	161,410	-	21,884
債券	-	-	-

証券投資信託	-	-	-
合計	161,410	-	21,884

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）  
該当するものではありません。

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券  
前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	3,040,519	2,825	279,196
合計	3,040,519	2,825	279,196

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	164,391	314	2,451
合計	164,391	314	2,451

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
株式関連

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券	79,849	-	6,951
		投資有価証券	272,890	-	15,565
		合計	352,739	-	8,614

(注) 時価の算定方法  
取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券	106,344	-	2,534
		投資有価証券	252,129	-	3,129
		合計	358,473	-	595

(注) 時価の算定方法  
取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

## 2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	805,634
(2) 年金資産(千円)	1,069,061
(3) 退職給付引当金(千円)	
(4) 前払年金費用(千円)	263,427

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

## 3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
(1) 勤務費用(千円)	165,171 (注1)
(2) 退職給付費用(千円)	165,171

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用21,784千円を含めております。

当事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	263,427千円
退職給付費用	49,885
退職給付の支払額	4,008
制度への拠出額	139,708
退職給付引当金の期末残高	357,258

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	843,869千円
年金資産	1,201,127
貸借対照表に計上された前払年金費用	357,258

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 49,885千円

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、17,406千円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	17,486千円	17,486千円
ソフトウェア償却超過額	63,338千円	89,477千円
賞与引当金損金算入限度超過額	132,198千円	109,022千円
社会保険料損金不算入額	18,577千円	15,513千円
役員退職慰労引当金	67,813千円	53,262千円
未払事業税	6,439千円	32,931千円
その他有価証券評価差額金	11,374千円	22,841千円
その他	40,726千円	85,682千円
繰延税金資産小計	357,956千円	426,218千円
評価性引当額	32,453千円	34,454千円
繰延税金資産合計	325,502千円	391,764千円
繰延税金負債		
前払年金費用	93,885千円	127,327千円
繰延税金負債合計	93,885千円	127,327千円
繰延税金資産の純額	231,617千円	264,437千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
評価性引当額	4.86%	0.17%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.27%	0.48%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.02%	0.01%
住民税等均等割	0.54%	0.32%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.56%
その他	0.49%	0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.45%	40.68%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課税されないことになりました。これに伴い、繰延税金

資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は18,630千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

#### （資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### （セグメント情報等）

##### 〔セグメント情報〕

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 〔関連情報〕

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

##### 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### （関連当事者情報）

##### 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,580,183	未払手数料	299,089
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,238,105	未収委託者報酬	1,310,737

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,633,008	未払手数料	316,753
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,233,240	未収委託者報酬	1,284,975

- (注) 1. 株式会社みずほコーポレート銀行は、平成25年7月1日付で株式会社みずほ銀行を吸収合併し、株式会社みずほ銀行に商号変更しております。また、株式会社みずほ銀行との取引金額には、平成25年4月1日から平成25年6月30日までの期間の合併前の株式会社みずほ銀行との取引金額を含めております。
2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

### (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	22,232.20円	1株当たり純資産額	22,662.37円
1株当たり当期純利益金額	445.80円	1株当たり当期純利益金額	671.85円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)		(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	469,017千円	損益計算書上の当期純利益	706,838千円
普通株式に係る当期純利益	469,017千円	普通株式に係る当期純利益	706,838千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株	普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(3) 投資顧問会社	ブラックロック・ジャパン株式会社	2,435	「金融商品取引法」に定める投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

(注) 資本金の額：平成26年3月末日現在

### 2 【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

#### (2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

#### (3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

### 3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

平成26年12月16日現在、該当事項はありません。

#### < 参考：再信託受託会社の概要 >

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。



### 第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成26年 3月31日 臨時報告書

平成26年 6月16日 有価証券報告書

平成26年 6月16日 有価証券届出書

平成26年 6月27日 臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月11日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	江見	睦生	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	福村	寛	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年10月24日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	福村 寛 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほブラックロック アジア債券ファンドの平成26年3月18日から平成26年9月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほブラックロック アジア債券ファンドの平成26年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。